

那 霸 市 公 報

第 1 6 6 6 号 その 1
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 規 則 ◇

○那覇市建設工事等入札監視委員会規則（契約検査課）	128
○教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	130
○那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則（総務課）	131
○那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（こども政策課）	139
○那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（こども政策課）	148
○那覇市職員の退職管理に関する規則（人事課）	153
○那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則（観光課）	158
○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則（総務課）	160
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則（行政経営課）	231
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	245
○那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）	250
○那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園管理課）	251
○那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防局総務課）	256
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	258
○那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則（人事課）	265
○那覇市物品会計規則の一部を改正する規則（管財課）	267

○那覇市公印規則の一部を改正する規則 (総務課)	270
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	272
○那覇市路上喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則 (観光課)	287
○那覇市幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則 (こども政策課) ..	292
○那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	292
○那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する 規則 (生活衛生課)	299
○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (健康増進課)	306
○那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課)	310
○認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則 (こども政策課)	313
○那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課)	316
○那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則 (こども政策課)	319

◇ 訓 令 ◇

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (行政経営課)	321
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	327
○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令 (総務課・共同訓令)	330
○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令 (人事課・共同訓令)	333

◇ 議会訓令 ◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	333
--	-----

◇教育委員会訓令◇

○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令 (共同訓令) …………… 330

◇選挙管理委員会訓令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令(共同訓令)
…………… 333

◇監査委員訓令◇

○那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令(共同訓令)
…………… 333

規 則

那覇市規則第10号
平成28年 3 月 24 日
公 布 済

那覇市建設工事等入札監視委員会規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建設工事等入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市建設工事等入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市(上下水道局を含む。)が発注した建設工事及び建設工事に係る委託業務(次号において「発注工事等」という。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した発注工事等に関し、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約に係る理由その他必要な事項について審議を行うこと。
- (3) 第1号の報告又は前号の審議において不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長又は上下水道事業管理者に対して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は委員長が必要と認めるときに開催するものとする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 委員は、自己若しくは配偶者又はこれらの3親等以内の親族の利害に関係のある議事に参与することができない。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号
平成28年3月24日
公 布 済

教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法に関する規則(昭和52年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>那覇市幼稚園教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号
平成28年3月24日
公 布 済

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用等に関する規則(平成27年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(17) [略]</p> <p>(19) 地域生活支援事業実施情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の便宜を供与する事業の実施に関する情報をいう。</p> <p>(21) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>	<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>自立支援給付情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報をいう。</u></p> <p>(17)～(18) [略]</p> <p>(20) 地域生活支援事業実施情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の便宜を供与する事業の実施に関する情報をいう。</p> <p>(22) [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(2) [略]			
(3)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(障害児通所給付費等関係)	[略]	
		地方税関係情報	[略]
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
(4)～(6) [略]			
(7)	法別表第1の12の項の主務省令で定める事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)	[略]	
		地方税関係情報	[略]
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		障がい者関係情報	[略]
		外国人保護関係情報	[略]
(8) [略]			
(9)	法別表第1の15の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)	[略]	
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報	公営住宅管理情報
		[略]	
		難病患者特定医療費関係情報	[略]
(10)～(12) [略]			
(13)	法別表第1の30の項の主務省令で定める事務(国民健康保険関係)	住民関係情報	[略]
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(14) [略]			
(15)	法別表第1の34の項の主務省令で定める事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)	[略]	
		地方税関係情報	[略]
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		障がい者関係情報	[略]
		外国人保護関係情報	[略]
(16) [略]			
(17)	法別表第1の36の2の項の主務省令で定める事務(被災者台帳関係)	[略]	
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報	児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

		<u>難病患者特定医療費関係情報</u>	<u>難病患者特定医療費情報</u>
(18)	法別表第1の37の項の主務省令で定める事務(児童扶養手当関係)	住民関係情報	[略]
(19)～(20) [略]			
(21)	法別表第1の43の項の主務省令で定める事務(母子福祉資金の貸付け等関係)	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(22)～(23) [略]			
(24)	法別表第1の46の項の主務省令で定める事務(特別児童扶養手当関係)	住民関係情報	[略]
(25)～(29) [略]			
(30)	法別表第1の56の項の主務省令で定める事務(児童手当等関係)	[略]	
		医療保険給付関係情報	[略]
(31) [略]			
(32)	法別表第1の63の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)	[略]	
		<u>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報</u>	<u>公営住宅管理情報</u>
		[略]	
		難病患者特定医療費関係情報	[略]
(33)	法別表第1の68の項の主務省令で定める事務(介護保険等関係)	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(34)～(36) [略]			
(37)	法別表第1の84の項の主務省令で定める事務(自立支援給付等関係)	[略]	
		医療保険給付関係情報	[略]
		特別児童扶養手当関係情報	[略]
		[略]	
		<u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u>	[略]
(38)	法別表第1の94の項の主務省令で定め	[略]	
		<u>障害者の日常生活及び社</u>	<u>障害者の日常生活及び社会</u>

	る事務(子どものための教育・保育給付等関係)	<u>会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u>	<u>生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</u>
(39)	[略]		
(40)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)	[略]	
		<u>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報</u>	<u>公営住宅管理情報</u>
		[略]	
		<u>難病患者特定医療費関係情報</u>	[略]

改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(2)	[略]		
(3)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(障害児通所給付費等関係)	[略]	
		<u>地方税関係情報</u>	[略]
		<u>特別児童扶養手当関係情報</u>	<u>特別児童扶養手当情報</u>
		<u>生活保護関係情報</u>	[略]
		[略]	
		<u>外国人保護関係情報</u>	[略]
(4)～(6)	[略]		
(7)	法別表第1の12の項の主務省令で定める事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)	[略]	
		<u>地方税関係情報</u>	[略]
		<u>特別児童扶養手当関係情報</u>	<u>特別児童扶養手当情報</u>
		<u>生活保護関係情報</u>	[略]
		[略]	
		<u>障がい者関係情報</u>	[略]
		<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</u>	<u>ア 障害児福祉手当情報</u> <u>イ 特別障害者手当情報</u>
		<u>昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</u>	<u>昭和60年法福祉手当情報</u>

		外国人保護関係情報	[略]
		介護保険給付等関係情報	[略]
		自立支援給付関係情報	自立支援給付情報
(8) [略]			
(9)	法別表第1の15の項の 主務省令で定める事務(生活保護等関係)	[略]	
		公営住宅等の管理等に関する情報	市営住宅管理情報
		[略]	
		難病患者特定医療費関係情報	[略]
		国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報	国民健康保険法第82条第1項の特定健康診査等に関する情報
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施に関する情報
(10)～(12) [略]			
(13)	法別表第1の30の項の 主務省令で定める事務(国民健康保険関係)	住民関係情報	[略]
		地方税関係情報	国民健康保険税情報
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
		介護保険給付等関係情報	介護保険給付情報
		国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報	国民年金法第7条第1項の被保険者の資格に関する情報
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報	母子保健法第16条第1項の母子健康手帳に関する情報
(14) [略]			
(15)	法別表第1の34の項の 主務省令で定める事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)	[略]	
		地方税関係情報	[略]
		特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		障がい者関係情報	[略]
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報	ア 障害児福祉手当情報 イ 特別障害者手当情報
		昭和60年法附則第97条第1	昭和60年法福祉手当情報

		<u>項の福祉手当の支給に関する情報</u>	
		外国人保護関係情報	[略]
		介護保険給付等関係情報	[略]
		<u>自立支援給付関係情報</u>	<u>自立支援給付情報</u>
(16)	[略]		
(17)	法別表第1の36の2の項の主務省令で定める事務(被災者台帳関係)	[略]	
		<u>難病患者特定医療費関係情報</u>	<u>難病患者特定医療費情報</u>
		<u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</u>	<u>児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</u>
(18)	法別表第1の37の項の主務省令で定める事務(児童扶養手当関係)	住民関係情報	[略]
		<u>生活保護関係情報</u>	<u>生活保護実施関係情報</u>
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>	<u>中国残留邦人等支援給付実施関係情報</u>
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(19)～(20)	[略]		
(21)	法別表第1の43の項の主務省令で定める事務(母子福祉資金の貸付け等関係)	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
		児童扶養手当関係情報	児童扶養手当情報
(22)～(23)	[略]		
(24)	法別表第1の46の項の主務省令で定める事務(特別児童扶養手当関係)	住民関係情報	[略]
		<u>生活保護関係情報</u>	<u>生活保護実施関係情報</u>
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>	<u>中国残留邦人等支援給付実施関係情報</u>
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
(25)～(29)	[略]		
(30)	法別表第1の56の項の主務省令で定める事務(児童手当等関係)	[略]	
		医療保険給付関係情報	[略]
		<u>国民年金法による被保険者の資格に関する情報</u>	<u>国民年金法第7条第1項の被保険者の資格に関する情報</u>
(31)	[略]		
(32)	法別表第1の63の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)	[略]	
		<u>公営住宅等の管理等に関する情報</u>	<u>市営住宅管理情報</u>
		[略]	
		難病患者特定医療費関係情報	[略]
		<u>国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報</u>	<u>国民健康保険法第82条第1項の特定健康診査等に関する情報</u>

		<u>児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報</u>	<u>児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施に関する情報</u>
(33)	法別表第1の68の項の主務省令で定める事務(介護保険等関係)	[略]	[略]
		<u>外国人保護関係情報</u>	[略]
		<u>国民年金法による被保険者の資格に関する情報</u>	<u>国民年金法第7条第1項の被保険者の資格に関する情報</u>
(34)～(36) [略]			
(37)	法別表第1の84の項の主務省令で定める事務(自立支援給付等関係)	[略]	[略]
		<u>医療保険給付関係情報</u>	[略]
		<u>地方税関係情報</u>	<u>ア 市民税情報</u> <u>イ 国民健康保険税情報</u>
		<u>特別児童扶養手当関係情報</u>	[略]
		[略]	[略]
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>	[略]
		[略]	[略]
(38)	法別表第1の94の項の主務省令で定める事務(子どものための教育・保育給付等関係)	[略]	[略]
		<u>自立支援給付関係情報</u>	<u>自立支援給付情報</u>
(39) [略]			
(40)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)	[略]	[略]
		<u>公営住宅等の管理等に関する情報</u>	<u>市営住宅管理情報</u>
		[略]	[略]
		<u>難病患者特定医療費関係情報</u>	[略]
		<u>国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報</u>	<u>国民健康保険法第82条第1項の特定健康診査等に関する情報</u>
		<u>児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報</u>	<u>児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施に関する情報</u>

那覇市規則第13号
平成28年 3 月 29 日
公 布 済

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育及び保育 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第10条第1項の教育及び保育をいう。
- (2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、那覇市立幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 2号認定園児 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、こども園を利用する小学校就学前子どもをいう。
- (4) 保育標準時間認定 支援法第20条第3項の保育必要量の認定として、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)とされたものをいう。
- (5) 保育短時間認定 前号の保育必要量の認定として、1月当たり200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)とされたものをいう。

(事業)

第3条 こども園においては、教育及び保育のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条各号に掲げる事業その他のこども園の設置目的を達成するために必要な子育て支援に関する事業を行う。

(利用定員)

第4条 こども園の利用定員は、市長が別に定める。

(学年及び学期)

第5条 こども園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 こども園の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の日曜日まで
 - (2) 第2学期 10月の第3月曜日から翌年の3月31日まで
- (休業日)

第6条 1号認定園児の教育及び保育を行わない日(以下「休業日」という。)は、条例第3条各号に掲げる日のほか、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- (4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで
- (5) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月4日まで
- (6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで
- (7) その他市長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、園長は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

(開園時間)

第7条 こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、園長は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開園時間を変更することができる。

(教育及び保育を行う時間)

第8条 こども園における教育及び保育を行う時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号認定園児 午前8時15分から午後2時まで
- (2) 2号認定園児のうち保育標準時間認定を受けたもの 午前7時30分から午後6時30分まで
- (3) 2号認定園児のうち保育短時間認定を受けたもの 午前8時から午後4時まで

(教育課程等の作成)

第9条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、こども園における教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるものとする。

(職員)

第10条 こども園に、園長及び保育教諭を置く。

2 前項に規定する職員のほか、こども園に、教頭その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第11条 園長は、上司の命を受けて園務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 園長に事故があるときは、あらかじめ園長の指定する職員がその職務を代理する。

(職員会議)

第12条 こども園には、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、園長が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、職員会議に関し必要な事項は、園長が定める。

(学校評議員)

第13条 こども園には、学校評議員を置くものとする。

2 学校評議員は、園長の求めに応じて、こども園の運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、園長の推薦により市長が委嘱する。

4 学校評議員について必要な事項は、市長が別に定める。

(こども園の利用の申込み等)

第14条 こども園の利用を希望する条例第5条第1項の保護者は、市長が別に定める書面に、市長が必要と認める書類を添えて申し込まなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 子ども及び保護者の氏名

(2) 子ども及び保護者の住所

(3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の書面を提出した保護者は、当該書面の記載事項に変更が生じたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入園、退園その他のこども園の利用に係る手続に関

し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用料)

第15条 条例第8条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1号認定園児 別表第1に定める額
- (2) 2号認定園児 那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項前段又は第3項前段に規定する額

(使用料の納期)

第16条 前条の使用料は、その月分を毎月20日までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入園する場合その他市長が特に認める場合においては、別に市長が定める日までに納付するものとする。

(利用者負担金)

第17条 こども園における支援法第59条の地域子ども・子ども子育て支援事業その他の子育て支援に関する事業に係る利用者負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1号認定園児 別表第2に定める額
- (2) 2号認定園児 那覇市保育の利用等に関する条例第10条に規定する額

(利用者負担金の納期)

第18条 前条の利用者負担金は、月単位で利用する場合は毎月20日までにその月分を、時間単位で利用する場合は当該利用の日までにその日分を納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第19条 条例第8条第3項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免する額は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯が災害により著しい損害を受け、使用料の納付が困難となった場合 全額
- (2) その他前号に準ずる特別の事情により使用料の納付が困難となった場合 市長が定める額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事由が一時的なものであり、相当期間の徴収猶予の後においては使用料の納付が可能と認められる場合は、同項各号

の規定に準じ、使用料の徴収を猶予することができる。

- 3 前2項の規定により、使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第17条の利用者負担金について準用する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間におけるこども園の利用に係る使用料の額に係る第15条第1号の規定の適用については、同号中「別表第1に定める額」は、「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(平成27年那覇市規則第24号)第2条に規定する額」とする。
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこども園の利用に係る使用料の額の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる別表第1の階層区分の項中、次の表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
3C	7,000	6,200	6,600	6,200
3D	9,000	8,000	7,600	7,100
3E	10,000	9,000	8,100	7,600
4A	11,000	10,000	9,400	8,900
4B	12,000	11,000	9,900	9,400
4C	13,000	12,000	10,400	9,900
4D	14,000	13,000	10,900	10,400
4E	15,000	14,000	11,400	10,900
5A	16,000	15,000	12,450	11,950
5B	17,000	16,000	13,200	12,450
5C	18,000	17,000	13,950	12,950

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分				第1子の保育料の月額 (円)		
階層区分	定義			3歳児	4歳・5歳児	
第1階層	生活保護世帯			0	0	
第2階層	2A	第1階層を除き、市町村民税の所得割の非課税世帯又は里親に委託されている園児	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	0	0	
	2B	2Aに該当する世帯以外の世帯		3,000	3,000	
第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	4,800	4,300
	3B	3Aに該当する世帯以外の世帯		5,300	4,700	
	3C	48,600円以上56,300円未満		7,000	6,200	
	3D	56,300円以上65,500円未満		9,000	8,000	
	3E	65,500円以上77,101円未満		10,000	9,000	
第4階層	4A	77,101円以上84,900円未満		11,000	10,000	
	4B	84,900円以上97,000円未満		12,000	11,000	
	4C	97,000円以上119,800円未満		13,000	12,000	
	4D	119,800円以上169,000円未満		14,000	13,000	
	4E	169,000円以上211,201円未満		15,000	14,000	
第5階層	5A	211,201円以上301,000円未満		16,000	15,000	
	5B	301,000円以上397,000円未満		17,000	16,000	
	5C	397,000円以上		18,000	17,000	
備考						
1 「第1子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子						

どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

(1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども

(2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)

ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)

イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)

ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)

エ 認定こども園(法第2条第6項の認定こども園をいう。)

オ 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所をいう。)

カ その他市長が認める施設等

2 「3歳児」とは、1号認定園児のうちこども園を利用した日の属する年度の4月初日の前日において4歳に達していない児童をいう。

3 「4歳・5歳児」とは、1号認定園児のうち前項の3歳児を除くものをいう。

4 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。

5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。

6 「里親に委託されている園児」とは、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている1号認定園児をいう。

7 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

8 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者(障がい者又は障がい児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
- (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者

9 2Bから5Cまでの階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2子 別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 第3子 無料

10 前項の「第2子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、第1項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。

11 第9項の「第3子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第1項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。

別表第2(第17条関係)

区分		金額
一時預かり事業	第8条第1号に規定する教育及び保育を行う時間に引き続いて利用する場合	1人1回につき400円

	第6条の休業日に利用する場合	1人1回半日につき400円
時間外保育事業		1人1回1時間につき200円
備考		
<p>1 「半日」とは、8時15分から13時まで又は13時から18時30分までをいう。</p> <p>2 「一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号の幼稚園型一時預かり事業をいう。</p> <p>3 「時間外保育事業」とは、第7条の開園時間以外の時間において実施するものをいう。</p>		

那覇市規則第14号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年那覇市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生の報告)

第2条 那覇市立幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)の園長は、そのこども園の学校医等(条例第1条の学校医等をいう。以下同じ。)について、公務により生じたと認められる災害(条例第1条の災害をいう。以下同じ。)が発生した場合には、公務災害発生報告書に次に掲げる書類を添付し、直ちに市長に報告をしなければならない。

- (1) 医師の診断書
- (2) 現認書又は事実証明書
- (3) 現場見取図
- (4) その他参考となる資料

(認定及び通知)

第3条 市長は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務により生じたものであるかどうかの認定を行い、公務により生じたものであると認定したときは、補償(条例第1条の補償をいう。以下同じ。)を受けべき者に対し、公務災害認定通知書により速やかに条例第2条の規定による通知をしなければならない。

(補償の請求方法)

第4条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第6条において同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる補償の種類に応じ、当該各号に定める補償の請求書を、学校医等の勤務するこども園の園長(学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務したこども園の園長)を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 療養補償 療養補償請求書
- (2) 休業補償 休業補償請求書

- (3) 傷病補償 傷病補償年金請求書又は傷病補償年金変更請求書
- (4) 障害補償 障害補償年金・一時金請求書、障害補償変更請求書、障害補償年金前払一時金請求書又は障害補償年金差額一時金請求書
- (5) 介護補償 介護補償請求書
- (6) 遺族補償 遺族補償年金請求書、遺族補償年金前払一時金請求書又は遺族補償一時金請求書
- (7) 葬祭補償 葬祭補償請求書
- (8) 未支給の補償 未支給の補償請求書
(遺族補償年金の請求の代表者)

第5条 遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金(以下この条において「遺族補償年金等」という。)を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項本文の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を市長に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給)

第6条 市長は、第4条各号に定める補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、請求者に補償金額決定通知書により通知するとともに、速やかに補償を行わなければならない。

第7条 市長は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第8条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請しようとする者は、遺族補償年金支給停止申請書を市長に提出しなければならない。

2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請しようとする

する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書に第10条第1項又は第2項の年金証書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(療養の現状に関する報告)

第9条 市長は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者から、同日後1月以内に、療養現状報告書を提出させるものとする。

- 2 市長は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日後において当該負傷又は疾病が治っていない者から、療養現状報告書を提出させることができる。

(年金証書の交付等)

第10条 市長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書を交付しなければならない。

- 2 市長は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

(年金証書の再交付等)

第11条 年金証書の交付を受けた者は、その年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を市長に請求することができる。

- 2 年金証書の亡失により再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(年金証書の返納)

第12条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を市長に返納しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受けている者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、障がいの現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する障がい現状報告書又は遺族の現状報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第14条 年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、その負傷若しくは疾病が治った場合又はその障がいの程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障がいの程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第9条第3項の遺族の数に増減を生じた場合

イ 政令第9条第4項の妻が、同項各号のいずれかに該当するに至つた場合

ウ 政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 介護補償を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 前3項の規定による届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を市長に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名又は住所が分からないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(園長の助力等)

第16条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により自ら補償の請求に必要な
 手続を行うことが困難である場合には、学校医等の勤務するこども園の園長は、
 その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 こども園の園長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求
 められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

(記録簿)

第17条 市長は、補償に係る記録簿を備え、必要な事項を記録しなければならない。

(様式)

第18条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第15号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第6号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項の再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項の役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項の地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項に規定する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項の子法人の例を基準として規則で定めるものは、1つの営利企業等(法第38条の2第1項の営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、1つの営利企業等及びその子法人又は1つの営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算予定職員)

第4条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手

当通算法人に使用される者となるため退職する時に那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第5条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 政策統括調整監
- (2) 会計管理者
- (3) 消防局長
- (4) 生涯学習部長
- (5) 学校教育部長
- (6) 議会事務局長
- (7) 選挙管理委員会事務局長
- (8) 監査委員会事務局長
- (9) 上下水道部長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法第158条第1項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号に掲げる職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第5項に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いてい

た職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第8条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。
(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第9条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第11条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、任命権者が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員

の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項の契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第12条 法第60条第4号に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第13条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第6号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、迷惑行為等是正指導員の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行わせるため、迷惑行為等是正指導員を置く。

- (1) 那覇市路上喫煙防止条例(平成18年那覇市条例第53号)第9条の指導及び勧告、第10条の規定による命令並びに第13条の規定による過料の処分に係る事務
- (2) めんそーれ那覇市観光振興条例(平成27年那覇市条例第29号)第13条の指導に係る事務
- (3) めんそーれ那覇市観光振興条例施行規則(平成27年那覇市規則第40号)第5条第3項に規定する質問等に係る事務
- (4) その他那覇市路上喫煙防止条例第2条第1号の路上喫煙の防止及びめんそーれ那覇市観光振興条例第12条の迷惑行為の是正に関する事務

2 迷惑行為等是正指導員は、市長が任命する。

(指導員証)

第3条 迷惑行為等是正指導員は、前条第1項各号に掲げる事務に従事するときは、迷惑行為等是正指導員証(様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式(第3条関係)

(表)

写真	第 号
	迷惑行為等是正指導員証
	所属
	職名
	氏名
上記の者は、那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則第2条の迷惑行為等是正指導員であることを証明する。	
年 月 日 発行	
那覇市長 印	

(裏)

1 本証は、那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則第2条第1項各号に掲げる事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 迷惑行為等是正指導員でなくなったときは、直ちに本証を那覇市長に返還しなければならない。

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

那覇市規則第17号
平成28年3月29日
公 布 済

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(那覇市公設市場条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

第5号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第5号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第13号様式(第13条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第13号様式(第13条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第19号様式 別記]	[第19号様式 別記]
[第20号様式 別記]	[第20号様式 別記]
[第21号様式 別記]	[第21号様式 別記]
[第22号様式 別記]	[第22号様式 別記]
[第24号様式 別記]	[第24号様式 別記]
備考	
1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

第19号様式(第24条関係)

[略]

第16条第1項

那覇市職員退職手当支給条例 第18条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部

第18条第2項

又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第19号様式(第24条関係)

[略]

第16条第1項

那覇市職員退職手当支給条例 第18条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部
第18条第2項

又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第20号様式(第25条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第17条第1項又は第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算し

て60日以内に那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第20号様式(第25条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第17条第1項又は第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができない。)

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第21号様式(第25条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。)

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第21号様式(第25条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分取消しを申し立てることができる。

また、この処分取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。)

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第22号様式(第26条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第19条第1項又は第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その

不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第22号様式(第26条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第19条第1項又は第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第24号様式(第28条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第21条第 項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第24号様式(第28条関係)

[略]

那覇市職員退職手当支給条例第21条第 項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができない。)

[略]

(裏)

[略]

(那覇市火災予防条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式の6 別記]	[第1号様式の6 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第1号様式の6(第3条の3関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、消防局長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第1号様式の6(第3条の3関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市危険物の規制に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市危険物の規制に関する規則(昭和47年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第12号様式(第9条関係)

[略]
命令事項

この処分について不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して審査請求することができます。

[改正後 別記]

第12号様式(第9条関係)

(表)

[略]

命令事項

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職務に専念する義務の免除)	(職務に専念する義務の免除)
第2条 職員が職務に専念する義務を免除	第2条 [略]

されることができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 法第49条の2第1項の規定に基づき、不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に申立人として出席する場合 (3)～(14) [略]	(1) [略] (2) 法第49条の2第1項の規定により、不利益処分に関する審査請求をし、又はその審理に申立人として出席する場合 (3)～(14) [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第6条 那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和51年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記] [第4号様式 別記]	[第2号様式 別記] [第4号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]
(注意事項) この認定に不服のあるときは、この通知書を受取った日から60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

[略]
(注意事項) この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。

[改正前 別記]

第4号様式(第7条関係)

[略]

(注意事項)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受取った日から60日以内に市長に対して異議の申立てをすることができます。

[改正後 別記]

第4号様式(第7条関係)

[略]

(注意事項)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。

(那覇市職員の給与に関する規則の一部改正)

第7条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第57条の4 [略] 2 前項の文書には、一時差止処分について、市長に対して不服申立てができる旨及び不服申立て期間を記載しなければならない。 3 [略]	第57条の4 [略] 2 前項の文書には、一時差止処分について、市長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。 3 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第8条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 第2条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～5 [略] 6 那覇市がその当事者となる請願、異議申立、訴訟、和解、 <u>斡旋</u> 、調停、仲裁等に関することのうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。 7～10 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～5 [略] 6 那覇市がその当事者となる請願、訴訟、和解、 <u>あっせん</u> 、調停、仲裁等に関することのうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。

7~10 [略]
[略]

(那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則の一部改正)

第9条 那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則(平成元年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第7号様式(第7条関係)

[略]

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対し異議申立てをすることができます。

[改正後 別記]

第7号様式(第7条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部改正)

第10条 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記] [第6号様式 別記]	[第3号様式 別記] [第6号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第9条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第9条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴

えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第11条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第11条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第11条 那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成12年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審査会は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第19条第2項及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第20条第2項の規定による諮問に応じ、<u>審査又は調停(以下「審査等」という。)</u>する。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 審査会は<u>審査等</u>のため必要があると認めるときは、<u>不服申立人及び処分</u>をした実施機関その他の関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審査会は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第20条第1項及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第21条第1項の諮問に応じ、<u>審査又は調停(以下「審査等」という。)</u>をする。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 審査会は、<u>審査等</u>のため必要があると認めるときは、<u>審査請求人、処分</u>をした実施機関その他の関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第12条 那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第18号様式 別記]	[第18号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第18号様式(第21条関係)

[略]

(注) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に審査請求及び那覇市長に異議申立てをすることもできます。

[改正後 別記]

第18号様式(第21条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市母子保健推進協議会規則の一部改正)

第13条 那覇市母子保健推進協議会規則(平成15年那覇市規則第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担当事務) 第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(2) [略] (3) 母子保健事業における医療費助成の決定に対する <u>不服申立て</u> に関すること。 (4) [略]	(担当事務) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 母子保健事業における医療費助成の決定に対する <u>審査請求</u> に関すること。 (4) [略]

備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部改正)

第14条 那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則(平成16年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3号様式(第12条関係) [略] <u>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。</u>	第3号様式(第12条関係) [略]
備考 第2条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する (那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部改正)	

第15条 那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則(平成17年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以

内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市路上喫煙防止条例施行規則の一部改正)

第16条 那覇市路上喫煙防止条例施行規則(平成20年那覇市規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求を、又は那覇市長に対して異議申立てをすること

ができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求又は異議申立てをしたときは、当該審査請求に対する裁決又は当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市墓地等の経営許可等に関する規則の一部改正)

第17条 那覇市墓地等の経営許可等に関する規則(平成24年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第5号様式(第4条関係)

[略]

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります)。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[改正後 別記]

第5号様式(第4条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市都市景観条例施行規則の一部改正)

第18条 那覇市都市景観条例施行規則(平成24年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]	[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第11号様式(第11条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。

[改正後 別記]

第11号様式(第11条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第13号様式(第11条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決

定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。

[改正後 別記]

第13号様式(第11条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市開発行為の許可等に関する規則の一部改正)

第19条 那覇市開発行為の許可等に関する規則(平成24年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第14号様式 別記]	[第14号様式 別記]
[第15号様式 別記]	[第15号様式 別記]
[第20号様式 別記]	[第20号様式 別記]
[第26号様式 別記]	[第26号様式 別記]

[第29号様式 別記]	[第29号様式 別記]
[第31号様式 別記]	[第31号様式 別記]
[第34号様式 別記]	[第34号様式 別記]
[第39号様式 別記]	[第39号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第14号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第14号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第15号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第15号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第20号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第20号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第26号様式(第14条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第26号様式(第14条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第29号様式(第15条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第29号様式(第15条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、こ

の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第31号様式(第16条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第31号様式(第16条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第34号様式(第18条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正後 別記]

第34号様式(第18条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁定の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3

月以内に、書面で公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁定の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

5 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 [略]

[改正前 別記]

第39号様式(第21条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第39号様式(第21条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市医療法施行細則の一部改正)

第20条 那覇市医療法施行細則(平成24年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
[第14号様式 別記]	[第14号様式 別記]
[第27号様式 別記]	[第27号様式 別記]
[第30号様式 別記]	[第30号様式 別記]
[第33号様式 別記]	[第33号様式 別記]
[第36号様式 別記]	[第36号様式 別記]
[第40号様式 別記]	[第40号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第5号様式(第2条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第5号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第8号様式(第3条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第8号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第12号様式(第4条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第12号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第14号様式(第4条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第14号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第27号様式(第13条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第27号様式(第13条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第30号様式(第14条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第30号様式(第14条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この

処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第33号様式(第15条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第33号様式(第15条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第36号様式(第16条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第36号様式(第16条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提

起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第40号様式(第17条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第40号様式(第17条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第21条 那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成24年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第5号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第12号様式 別記]	[第12号様式 別記]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第5号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第5号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対す

る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第6号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第7号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第7号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第8号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第8号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。))提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提

起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第10号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

[改正後 別記]

第10号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第11号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第11号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第12号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

[改正後 別記]

第12号様式(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市旅館業法施行細則の一部改正)

第22条 那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記] [第8号様式 別記]	[第3号様式 別記] [第8号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第8号様式(第5条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分

があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第8号様式(第5条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第23条 那覇市公衆浴場法施行細則(平成24年那覇市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市興行場法施行細則の一部改正)

第24条 那覇市興行場法施行細則(平成24年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]
第3号様式(第3条関係)
[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]
第3号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、こ

の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市温泉法施行細則の一部改正)

第25条 那覇市温泉法施行細則(平成25年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第4号様式(第2条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第4号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第9号様式(第4条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第9号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわら

ず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市水道法施行細則の一部改正)

第26条 那覇市水道法施行細則(平成25年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第4号様式(第2条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第4号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌

日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市死体解剖保存法施行細則の一部改正)

第27条 那覇市死体解剖保存法施行細則(平成25年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市保健所長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第2条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市保健所長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第3条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市保健所長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市保健所長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第9号様式(第4条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第9号様式(第4条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第28条 那覇市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]
第3号様式(第2条関係)
[略]

(裏)

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市と畜場法施行細則の一部改正)

第29条 那覇市と畜場法施行細則(平成25年那覇市規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]
第3号様式(第2条関係)
[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわら

ず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(那覇市化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第30条 那覇市化製場等に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第66号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
備考	
1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算

して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第3号様式(第2条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第3条関係)

[略]

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内で

あつても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分
の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正後 別記]

第6号様式(第3条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 [略]

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市職員職名等規則の一部改正)

第1条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(職名等) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。	(職名等) 第2条 [略]																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職位</th> <th style="width: 85%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹級</td> <td>主幹 専門主幹 専任館長</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td> </tr> <tr> <td>主任級</td> <td>主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員</td> </tr> <tr> <td>主事級</td> <td>主事 技師 保育士 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員</td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹 専任館長	主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	主事級	主事 技師 保育士 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職位</th> <th style="width: 85%;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹級</td> <td>主幹 専門主幹 <u>園長</u> 専任館長</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 <u>教頭</u> 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査</td> </tr> <tr> <td>主任級</td> <td>主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 <u>主任保育教諭</u> 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員</td> </tr> <tr> <td>主事級</td> <td>主事 技師 保育士 <u>保育教諭</u> 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員</td> </tr> </tbody> </table>	職位	職名	[略]		主幹級	主幹 専門主幹 <u>園長</u> 専任館長	主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 <u>教頭</u> 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 <u>主任保育教諭</u> 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	主事級	主事 技師 保育士 <u>保育教諭</u> 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員
職位	職名																								
[略]																									
主幹級	主幹 専門主幹 専任館長																								
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																								
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員																								
主事級	主事 技師 保育士 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員																								
職位	職名																								
[略]																									
主幹級	主幹 専門主幹 <u>園長</u> 専任館長																								
主査級	主査 専門主査 主任医師 主任歯科医師 保育所長 <u>教頭</u> 児童館長 学芸員主査 専門員主査 予防主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査																								
主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 <u>主任保育教諭</u> 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員																								
主事級	主事 技師 保育士 <u>保育教諭</u> 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員																								

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市予算決算規則の一部改正)

第2条 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) 支出に關すること。	[略]	[略]	[略]
	委託料(管財課又は契約検査課の分掌事務としての委託に係る委託料を除く。)で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの		
(9) [略]			

[改正後 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]			
(8) [略]	[略]	[略]	[略]
	委託料(那覇市事務分掌規則第5条第6項第8号に規定する委託に係る委託料を除く。)で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの		
(9) [略]			

(那覇市会計規則の一部改正)

第3条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務	
総務部	[略]		[略]		
	管財課	[略]			
[略]					
健康部	保健所	健康増進課			[略]
		[略]			
	[略]				
[略]					
都市計画部	[略]				
	契約検査課	[略]			
	[略]				
[略]					

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務	
総務部	[略]		[略]		
	管財課	[略]			
	法制契約課	課長			
[略]					
健康部	保健所	保健総務課			課長
		健康増進課			[略]
		[略]			
	[略]				
[略]					
都市計画部	[略]				
	技術管理課	[略]			
	[略]				
[略]					

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第4条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総務部における課の分掌事務)	(総務部における課の分掌事務)
第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりと	第5条 [略]

<p>する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p><u>(9) 条例、規則等の制定並びに解釈及び運用に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p><u>(11) 公平委員会に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>物品の調達及び不要品の売却に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(10) [略]</u></p>	<p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>年間単価契約物品の購入及び不用品の処分に関すること。</u></p> <p><u>(8) 物品の出納及び保管に関すること。</u></p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>6 <u>法制契約課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 条例、規則等の立案に係る審査及び制定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法令、条例、規則等の解釈及び運用に係る助言に関すること。</u></p> <p><u>(3) 地方自治関係法制の調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(4) 行政手続及び争訟事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>(5) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求に関すること。</u></p> <p><u>(6) 契約事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>(7) 競争入札参加資格者の審査及び登録に関すること。</u></p> <p><u>(8) 建設工事(予定価格が130万円を超えるものに限る。)及び建設工事に伴う業務委託(予定価格が50万円を超えるものに限る。)に係る業者選定、入札及び契約に関すること。</u></p>
--	---

<p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 市民生活安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 なはまちなか振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 路上喫煙防止に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(4) [略]</u></p> <p>3 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第10条の2 健康部の保健所に属する課の分掌事務は次項から第4項まで、同部の保健所以外に属する課の分掌事務は第5項及び第6項に定める事務とする。</p> <p>2 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 健康づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 感染症に関すること。</u></p> <p><u>(3) 予防接種に関すること。</u></p> <p><u>(4) 健康診査に関すること。</u></p> <p><u>(5) 健康危機管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 歯科保健に関すること。</u></p> <p><u>(7) 食生活改善及び栄養に関すること。</u></p> <p><u>(8) 放射線業務に関すること。</u></p>	<p><u>(9) 物品の購入及び不用品の処分に係る業者選定、入札及び契約に関すること。</u></p> <p><u>(10) 公平委員会に関すること。</u></p> <p>(市民文化部における課の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)～(3) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 路上喫煙防止に関すること。</u></p> <p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康部の保健所に属する課の分掌事務は第4項から第7項まで、同部の保健所以外に属する課の分掌事務は次項及び第3項に定める事務とする。</p>
--	--

- (9) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること。
 - (10) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
 - (11) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。
 - (12) 医療に係る連絡調整に関すること。
 - (13) 保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。
 - (14) 地域保健に係る統計に関すること。
 - (15) 給食施設指導に関すること。
 - (16) 健康・栄養調査に関すること。
 - (17) 献血に関すること。
 - (18) 喫煙対策に関すること。
 - (19) 角膜、腎臓及び骨髄移植に関すること。
 - (20) ハンセン病の啓発に関すること。
 - (21) 石綿健康被害救済制度に関すること。
 - (22) 肝炎医療費助成の申請に関すること。
 - (23) 管理栄養士の国家試験に関すること。
 - (24) 栄養士の免許申請及び実習に関すること。
 - (25) 医師の実習及び研修に関すること。
 - (26) 保健関係職員の研修に関すること。
 - (27) 食品検査室の精度管理に関すること。
 - (28) 保健所庁舎の維持管理に関すること。
- 3 地域保健課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 母子保健に関すること。

- (2) 地域保健活動に関すること。
 - (3) 母子保健推進協議会に関すること。
 - (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること(精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障害福祉サービスに関する業務を除く。)
 - (5) 自殺予防対策事業に関すること。
 - (6) 未熟児養育医療に関すること。
 - (7) 育成医療に関すること。
 - (8) 特定不妊治療費助成に関すること。
 - (9) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。
 - (10) 児童の療育に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
 - (11) 特定疾患治療研究事業に関すること。
 - (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
 - (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること。
 - (14) 地域看護実習に関すること。
 - (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること。
 - (16) 保健センターに関すること。
- 4 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関すること。
 - (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関すること。
 - (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関すること。
 - (4) 温泉の利用許可等に関すること。
 - (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
 - (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること。
 - (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可

等に関すること。

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等に関すること。

(9) 薬局等の開設許可等に関すること。

(10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関すること。

(11) 薬物乱用防止対策に関すること。

(12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関すること。

(13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関すること。

(14) 医療監視の総括に関すること。

(15) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関すること。

5～6 [略]

2～3 [略]

4 保健総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 感染症に関すること。

(2) 健康危機管理に関すること。

(3) 放射線業務に関すること。

(4) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること。

(5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。

(6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。

(7) 医療に係る連絡調整に関すること。

(8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。

(9) 保健衛生に係る統計に関すること。

(10) 献血に関すること。

(11) 角膜、腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること。

(12) ハンセン病の啓発に関すること。

(13) 肝炎医療費助成の申請に関すること。

(14) 医師の実習及び研修に関するこ

と。

(15) 保健関係職員の研修に関するこ

と。

(16) 食品検査室の精度管理に関するこ

と。

(17) 保健所庁舎の維持管理に関するこ

と。

(18) 新保健センターの建設等に関する

こと。

5 健康増進課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1) 健康づくりに関すること。

(2) 予防接種に関すること。

(3) 健康診査に関すること。

(4) 歯科保健に関すること。

(5) 食生活改善及び栄養に関すること。

(6) 給食施設指導に関すること。

(7) 健康・栄養調査に関すること。

(8) 喫煙対策に関すること。

(9) 石綿健康被害救済制度に関するこ
と。

(10) 管理栄養士の国家試験に関するこ
と。

(11) 栄養士の免許申請及び実習に関す
ること。

6 地域保健課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1) 母子保健に関すること。

(2) 地域保健活動に関すること。

(3) 母子保健推進協議会に関すること。

(4) 精神保健及び精神障がい者の福祉
に関すること(精神障害者保健福祉手
帳、精神通院医療及び障害福祉サービ
スに関する業務を除く。)

(5) 自殺予防対策事業に関すること。

(6) 未熟児養育医療に関すること。

(7) 育成医療に関すること。

(8) 不妊に悩む方への特定治療支援事

業に関すること。

(9) 小児慢性特定疾病に関すること。

(10) 児童の療育に関すること(他課の
所管に属するものを除く。)

(11) 特定医療費支給認定申請に関する
こと。

(12) 難病患者地域支援対策推進事業に
関すること。

(13) 原爆被爆者に対する健康診断等に
関すること。

(14) 地域看護実習に関すること。

(15) 地域保健に係る保健団体及び自助
組織の育成及び支援に関すること。

(16) 保健センターに関すること。

7 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生
に関すること。

(2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営
業許可等に関すること。

(3) クリーニング所、理容所及び美容所
の開設の届出等に関すること。

(4) 温泉の利用許可等に関すること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保
に関すること。

(6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生
確保に関すること。

(7) 病院、診療所及び助産所の開設許
可等に関すること。

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及
びきゅう師並びに柔道整復師の施術所
開設の届出等に関すること。

(9) 薬局等の開設許可等に関すること。

(10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関
すること。

(11) 薬物乱用防止対策に関すること。

(12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師
その他医療従事者の免許申請等に関す

<p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p><u>第11条</u> こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次世代育成行動支援計画</u>に関する こと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>保育所の設置認可等</u>に関する こと。</p> <p>(5) 幼稚園に関する こと。</p> <p>(6)～(8) [略]</p>	<p><u>ること。</u></p> <p>(13) <u>調理師及び製菓衛生師の免許申 請、試験の申込み等</u>に関する こと。</p> <p>(14) <u>医療監視の総括</u>に関する こと。</p> <p>(15) <u>課の分掌事務に属する届出、申請 行為等の情報公開請求の受付及び交付 に関する</u>こと。</p> <p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援事業計画</u>に関す ること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>幼保連携型認定こども園、保育所及 び地域型保育事業の認可等</u>に関す ること。</p> <p>(5) 幼稚園に関する<u>こと(他課の所管に 属するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>認定こども園に関する</u>こと(他課の 所管に属するものを除く。)</p> <p>(7)～(9) [略]</p>
<p>2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとお りとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法 律第65号)に基づく支給認定及び子ど ものための教育・保育給付</u>に関す ること。</p> <p>(9) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第24条第3項</u>に基づく利用調整に関す ること。</p> <p>(10) <u>幼稚園及び認定こども園の入退園 に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>特定教育・保育施設に係る保育料 等の徴収</u>に関する こと。</p> <p>(12) <u>私立幼稚園就園奨励費補助金</u>に関 すること。</p>
<p>3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおり</p>	<p>3 [略]</p>

<p>とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>母子福祉センター</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p>(都市計画部における課の分掌事務)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 <u>建築指導課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>契約検査課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>建物及び施設工事並びに土木工事</u>の<u>検査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>歩掛</u>及び<u>工事仕様書</u>の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>設計積算の標準化</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>建設工事及び建設工事に伴う業務委託の入札参加資格者の審査及び登録</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>建設工事(予定価格が130万円を超えるものに限る。)</u>及び<u>建設工事に伴う業務委託(予定価格が50万円を超えるものに限る。)</u>に係る<u>業者選定、入札及び契約</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第13条～第14条 [略]</p> <p>(総括課)</p> <p>第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事</p>	<p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>母子・父子福祉センター</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p>(都市計画部における課の分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>技術管理課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>建設工事</u>の<u>検査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>積算</u>及び<u>工事仕様書</u>の調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る契約事務</u>に関する<u>もので、技術的な内容審査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第14条～第15条 [略]</p> <p>(総括課)</p> <p>第16条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第14条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事</p>
---	--

務を所掌する。 [表 略] 第16条～第17条 [略] [別表 別記]	務を所掌する。 [表 略] 第17条～第18条 [略] [別表 別記]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとす。 5 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
総務部		[略]	
		管財課	
[略]			
健康部	保健所	健康増進課	
		[略]	
		国民健康保険課	
		特定健診課	
[略]			
都市計画部		[略]	
		契約検査課	
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
総務部		[略]	
		管財課	
		法制契約課	
[略]			
健康部		国民健康保険課	
		特定健診課	
	保健所	保健総務課	
		健康増進課	

		[略]
都市計画部		[略]
		技術管理課
		[略]
[略]		

(那覇市庁議規則の一部改正)

第5条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(副部長会議の設置)</p> <p>第9条 庁議の下に副部長会議を置く。</p> <p>2 副部長会議は、副市長、政策統括調整監、各部の副部長並びに<u>市民文化部参事(まちづくり協働推進課を担当する参事に限る。)</u>及び出納室長で構成し、担当副市長が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が、他の副市長にも事故があるとき又は他の副市長も欠けたときは政策統括調整監が代理する。</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(副部長会議の設置)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 副部長会議は、副市長、政策統括調整監、各部の副部長及び出納室長で構成し、担当副市長が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が、他の副市長にも事故があるとき又は他の副市長も欠けたときは政策統括調整監が代理する。</p> <p>3～6 [略]</p>
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>級別標準職務(第3条)</u></p> <p>第3章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 級別標準職務</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(級別標準職務)</u></p> <p><u>第3条 条例第9条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第7 別記]</p> <p>[別表第7の2 別記]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>等級別基準職務(第3条)</u></p> <p>第3章～第10章 [略]</p> <p>付則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章 等級別基準職務</u></p> <p><u>第3条 条例第9条第1項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第7 別記]</p> <p>[別表第7の2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務
2級	1 消防副士長の職務 2 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士その他これらに

	相当する職の職務
3級	1 消防士長の職務 2 主任主事、主任技師、主任保育士、困難な業務を処理する消防副士長その他これらに相当する職の職務
4級	係長、主査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
5級	1 消防司令の職務 2 主幹その他これに相当する職の職務
6級	課長、副参事、消防司令長その他これらに相当する職の職務
7級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長、消防正監その他これらに相当する職の職務

イ 医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	主任医師又は主任歯科医師の職務
3級	課長、副参事その他これらに相当する職の職務
4級	参事監、参事その他これらに相当する職の職務

ウ 医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務
4級	主査の職務
5級	主幹の職務
6級	副参事の職務

エ 医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	
2級	保健師の職務
3級	主任保健師の職務
4級	主査の職務
5級	主幹の職務
6級	課長、副参事その他これらに相当する職の職務

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条関係)

行政職給料表等級別職務分類表

職務の級	職 務
1級	学芸員、専門員、公民館主事、教育相談員又は社会教育主事の職務
2級	困難な業務を処理する学芸員、専門員、公民館主事、教育相談員又は社会教育主事の職務
3級	1 主任学芸員、主任専門員、主任公民館主事又は主任教育相談員 2 特に困難な業務を処理する社会教育主事の職務
4級	1 保育所長、児童館長、館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。)、分館長、学芸員主査、専門員主査又は教育相談員主査の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する社会教育主事の職務
5級	専任館長又は副所長の職務
6級	室長、館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)、施設長又は所長の職務

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
91	[略]	<u>62</u>	[略]		
[略]					
97	[略]	<u>63</u>	[略]		
98		<u>63</u>			
[略]					
103	[略]	<u>64</u>	[略]		
104		<u>64</u>			
105		<u>64</u>			
[略]					

エ [略]

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

[略]			
91	[略]	<u>61</u>	[略]
[略]			
97	[略]	<u>62</u>	[略]
98		<u>62</u>	
[略]			
103	[略]	<u>63</u>	[略]
104		<u>63</u>	
105		<u>63</u>	
[略]			

エ [略]

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
61	[略]	<u>90</u>	[略]		
62		<u>96</u>			
63		<u>102</u>			
[略]					

エ [略]

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
61	[略]	<u>91</u>	[略]		
62		<u>98</u>			
63		<u>105</u>			
[略]					

エ [略]

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)
 第2条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則(平成19年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>(任期付職員の級別標準職務)</u></p> <p><u>第3条 条例第5条第2項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)別表第1級別標準職務表ア行政職給料表級別標準職務表の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(細目)</u></p> <p><u>第4条</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>(補則)</u></p> <p><u>第3条</u> [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第7及び別表第7の2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第7及び別表第7の2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

那覇市規則第20号
 平成28年3月29日
 公 布 済

那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例施行規則及び那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

(那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第23号様式(第23条関係) [略] <div style="text-align: center;">住 所 氏 名</div> [略]	第23号様式(第23条関係) [略] <div style="text-align: center;">住 所 氏 名 印</div> [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市情報公開条例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第16号様式(第11条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [略] <div style="text-align: center;">住 所 氏 名</div> [略] </div>	第16号様式(第11条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [略] <div style="text-align: center;">住 所 氏 名 印</div> [略] </div>
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則(1970年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(福州園の開園時間)</p> <p>第2条 福州園の開園時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(福州園の休園日)</p> <p>第3条 福州園の休園日は、水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、慰霊の日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日までに当たるときは、それらの日の翌日)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(有料公園施設使用許可申請書)</p> <p>第6条 条例第16条第1項の規定により有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、使用の3日前までに有料公園施設使用許可申請書(第3号様式の2)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第7条～第8条 [略]</p> <p>(許可書)</p> <p>第9条 市長は、第4条から前条までの申請に対し許可したときは、許可書(第6号様式)を交付する。</p>	<p>第2条～第3条 [略]</p> <p>(有料公園施設使用許可申請)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定により有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可申請書(第3号様式の2)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、電子情報処理システム(市の使用に係る電子計算機と、有料公園施設の使用許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理システムをいう。)を使用する方法により申請することができる。</p> <p>第5条～第6条 [略]</p> <p>(許可書の交付等)</p> <p>第7条 市長は、第2条から前条までの規定による申請に対し許可をしたときは、許可書(第6号様式)を交付する。</p>

第10条～第12条 [略]

第13条 削除

第14条～第19条 [略]

別表第1(第11条関係)

[表 略]

備考

1 [略]

2 野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の目的で使用する
場合については、1面(漫湖公園古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場については、全体の2分の1を1面とみなす。)1時間当たり1,390円とする。ただし、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場以外の広場をグラウンドゴルフの目的で使用する場合は、1回3時間当たり1,050円とする。

別表第2(第12条関係)

別表第3(第12条関係)

[別表第4 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第2号様式(第5条関係)

[略]
那覇市長 殿
[略]

第3号様式(第5条関係)

[略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、同項の電子情報処理システムを通じてその旨を通知することができる。この場合において、市長は、前項の許可書の交付を省略することができる。

第8条～第10条 [略]

第11条～第16条 [略]

別表第1(第9条関係)

[表 略]

備考

1 [略]

2 野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の目的で使用する
場合については、漫湖公園古波蔵側多目的広場にあつては1面(全体の2分の1をいう。)1時間につき1,390円、新都心公園多目的広場にあつては1面(全体の4分の1をいう。)1時間につき1,300円とする。ただし、漫湖公園古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場以外の広場をグラウンドゴルフの目的で使用する場合は、1回3時間につき1,050円とする。

別表第2(第10条関係)

別表第3(第10条関係)

[別表第4 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第2号様式(第3条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第3号様式(第3条関係)

[略]

<p>那覇市長 殿 [略]</p>	<p>那覇市長 宛 [略]</p>
<p>第3号様式の2(第6条関係)</p>	<p>第3号様式の2(第4条関係)</p>
<p>[略] 那覇市長 殿 [略]</p>	<p>[略] 那覇市長 宛 [略]</p>
<p>第4号様式(第7条関係)</p>	<p>第4号様式(第5条関係)</p>
<p>[略] 那覇市長 殿 [略]</p>	<p>[略] 那覇市長 宛 [略]</p>
<p>第5号様式(第8条関係)</p>	<p>第5号様式(第6条関係)</p>
<p>[略] 那覇市長 殿 [略]</p>	<p>[略] 那覇市長 宛 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その1</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その1</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その2</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その2</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その3</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その3</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その4</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その4</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その5</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その5</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>
<p>第6号様式(第9条関係) その6</p>	<p>第6号様式(第7条関係) その6</p>
<p>[略] 氏名 殿 [略]</p>	<p>[略] 氏名 様 [略]</p>

<p>第7号様式(第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 殿</p> <p>[略]</p> </div> <p>第8号様式(第15条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 殿</p> <p>[略]</p> </div> <p>第9号様式(第15条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>氏名 殿</p> <p>[略]</p> </div> <p>第10号様式(第17条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 殿</p> <p>[略]</p> </div> <p>第11号様式(第18条関係)</p>	<p>第7号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 宛</p> <p>[略]</p> </div> <p>第8号様式(第12条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 宛</p> <p>[略]</p> </div> <p>第9号様式(第12条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>氏名 様</p> <p>[略]</p> </div> <p>第10号様式(第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 宛</p> <p>[略]</p> </div> <p>第11号様式(第15条関係)</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の那覇市公園条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

[改正前 別記]

別表第4(第12条関係)

多目的広場の照明施設使用料

区分	1時間につき	
	両面を点灯する場合	片面を点灯する場合
漫湖公園古波蔵側多目的広場	3,300円	1,800円
新都心公園多目的広場	2,000円	1,000円

備考 照明設備の時間は、17時から21時までの間で市長が定める。

[改正後 別記]

別表第4(第10条関係)

多目的広場の照明施設使用料

区分	1時間につき		
	多目的広場全体 を利用する場合	多目的広場全体の2分 の1を利用する場合	多目的広場全体の4分 の1を利用する場合
漫湖公園古波蔵側多目的広場	3,300円	1,800円	
新都心公園多目的広場	2,000円	1,000円	500円

備考 照明設備の時間は、17時から21時までの間で市長が定める。

那覇市規則第22号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防課</td> <td style="text-align: center;">[略] 設備指導係 <u>危険物係</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警防課</td> <td style="text-align: center;">[略] 救助係 <u>指揮第1係</u> <u>指揮第2係</u> <u>指揮第3係</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9)～(12) [略]</u></p> <p>2 予防課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 火災の原因及び損害調査に関すること。</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>3～5 [略]</p>	課	係	[略]		予防課	[略] 設備指導係 <u>危険物係</u>	警防課	[略] 救助係 <u>指揮第1係</u> <u>指揮第2係</u> <u>指揮第3係</u>	[略]		<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予防課</td> <td style="text-align: center;">[略] 設備指導係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警防課</td> <td style="text-align: center;">[略] 救助係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 消防組織法第4条第2項第15号の消防計画に関すること。</u></p> <p><u>(10)～(13) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>3～5 [略]</p>	課	係	[略]		予防課	[略] 設備指導係	警防課	[略] 救助係	[略]	
課	係																				
[略]																					
予防課	[略] 設備指導係 <u>危険物係</u>																				
警防課	[略] 救助係 <u>指揮第1係</u> <u>指揮第2係</u> <u>指揮第3係</u>																				
[略]																					
課	係																				
[略]																					
予防課	[略] 設備指導係																				
警防課	[略] 救助係																				
[略]																					
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改</p>																					

める。

- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等のある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号

平成28年3月29日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (条例第17条の規定による地域手当の支給割合) 11 平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第17条の規則で定める割合は、 <u>100分の15</u> とする。 [別表第3の2 別記]	付 則 (条例第17条の規定による地域手当の支給割合) 11 平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第17条の規則で定める割合は、 <u>100分の15.5</u> とする。 [別表第3の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
	円	円	円
1年未満	412,200	307,000	30,000
1年以上2年未満	412,200	307,000	27,000
2年以上3年未満	412,200	307,000	24,000
3年以上4年未満	412,200	307,000	21,000
4年以上5年未満	412,200	307,000	18,000
5年以上6年未満	412,200	307,000	15,000
6年以上7年未満	412,200	307,000	12,000
7年以上8年未満	412,200	307,000	9,000
8年以上9年未満	412,200	307,000	6,000
9年以上10年未満	412,200	307,000	3,000
10年以上11年未満	412,200	307,000	
11年以上12年未満	412,200	307,000	
12年以上13年未満	412,200	307,000	
13年以上14年未満	412,200	307,000	

14年以上15年未満	412,200	307,000	
15年以上16年未満	412,200	307,000	
16年以上17年未満	407,800	303,700	
17年以上18年未満	403,400	300,400	
18年以上19年未満	399,000	297,100	
19年以上20年未満	394,600	293,800	
20年以上21年未満	390,200	290,500	
21年以上22年未満	370,800	276,700	
22年以上23年未満	351,000	262,700	
23年以上24年未満	331,700	249,200	
24年以上25年未満	312,300	235,300	
25年以上26年未満	292,800	221,600	
26年以上27年未満	270,100	204,000	
27年以上28年未満	247,900	186,900	
28年以上29年未満	225,500	169,600	
29年以上30年未満	202,700	152,000	
30年以上31年未満	177,900	134,000	
31年以上32年未満	153,000	115,700	
32年以上33年未満	128,400	97,800	
33年以上34年未満	90,300	71,800	
34年以上35年未満	55,000	47,500	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
1年未満	413,300	307,800	30,000
1年以上2年未満	413,300	307,800	27,000
2年以上3年未満	413,300	307,800	24,000
3年以上4年未満	413,300	307,800	21,000
4年以上5年未満	413,300	307,800	18,000
5年以上6年未満	413,300	307,800	15,000
6年以上7年未満	413,300	307,800	12,000
7年以上8年未満	413,300	307,800	9,000
8年以上9年未満	413,300	307,800	6,000
9年以上10年未満	413,300	307,800	3,000
10年以上11年未満	413,300	307,800	
11年以上12年未満	413,300	307,800	

12年以上13年未満	413,300	307,800	
13年以上14年未満	413,300	307,800	
14年以上15年未満	413,300	307,800	
15年以上16年未満	413,300	307,800	
16年以上17年未満	408,900	304,500	
17年以上18年未満	404,500	301,200	
18年以上19年未満	400,100	297,900	
19年以上20年未満	395,700	294,600	
20年以上21年未満	391,300	291,300	
21年以上22年未満	371,900	277,500	
22年以上23年未満	352,100	263,500	
23年以上24年未満	332,800	250,000	
24年以上25年未満	313,400	236,100	
25年以上26年未満	293,900	222,400	
26年以上27年未満	271,200	204,800	
27年以上28年未満	249,000	187,700	
28年以上29年未満	226,600	170,400	
29年以上30年未満	203,800	152,800	
30年以上31年未満	179,000	134,800	
31年以上32年未満	154,100	116,500	
32年以上33年未満	129,500	98,600	
33年以上34年未満	91,400	72,600	
34年以上35年未満	56,100	48,300	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

第2条 那覇市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加算額等) 第42条の3 [略] 2 [略] 3 条例第19条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u> (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u>	(加算額等) 第42条の3 [略] 2 [略] 3 [略] (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u> (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万6,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万4,000円</u>

- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 2万6,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 3万3,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 3万8,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 4万3,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 4万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

(時間外勤務手当)

第52条 [略]

2 条例第21条第3項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間

- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 7万円

(時間外勤務手当)

第52条 [略]

2 条例第21条第3項に規定する規則で定める時間は、休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給され、当該週において勤務時間条例第4条に規定する週休日の振替等により、あらかじめ勤務時間条例第3条又は第3条の2の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になる場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 当該週の勤務時間が、割り振り変更前の正規の勤務時間に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超える場合 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時

<p>3 [略] (その他) 第64条 [略] 付 則 <u>(条例第16条の規定による地域手当の支給割合)</u></p> <p>10 <u>那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第8号。以下「平成27年改正条例」という。)付則第6条の規定により読み替えられた条例第16条第2項各号の規則で定める割合は、人事院規則9—49(地域手当)附則別表に定める割合とする。</u> <u>(条例第17条の規定による地域手当の支給割合)</u></p> <p>11 <u>平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第17条の規則で定める割合は、100分の15.5とする。</u> <u>(平成32年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</u></p> <p>12 <u>平成27年改正条例付則第6条の規定により読み替えられた条例第19条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で規則で定める割合は、2万6,000円とする。</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第3 別記]</p>	<p>間</p> <p>3 [略] (補則) 第64条 [略] 付 則</p> <p>[別表第1 別記] [別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
環境衛生課	[略]	
健康増進課	(1) 診療放射線技師	2
	(2) 臨床検査技師	
	(3) 結核予防業務に常時従事することを本務とする保健師	1.5
	(4) 医師及び歯科医師	1
	(5) 感染症対策の業務に常時従事することを本務とする職員	
	(6) 保健師((3)、(5)に掲げる者を除く。)	0.5
生活衛生課	[略]	
地域保健課	(1)～(2) [略]	
	保健師((1)に掲げる者を除く。)	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
環境衛生課	[略]	
保健総務課	(1) 診療放射線技師	2
	(2) 臨床検査技師	
	(3) 結核予防業務に常時従事することを本務とする保健師	1.5
	(4) 医師	1
	(5) 感染症対策の業務に常時従事することを本務とする職員	
健康増進課	(1) 歯科医師	1
	(2) 保健師	0.5
生活衛生課	[略]	
地域保健課	(1)～(2) [略]	
	(3) 保健師((1)に掲げる者を除く。)	[略]
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	95,600円
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	93,400円
	[略]	
[略]		

付 則
(施行期日等)

- 1 この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

那覇市規則第24号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第16条 臨時職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を受けることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その任用期間に応じ、市長が別に定める<u>日数</u>。ただし、1年につき5日を超えることができない。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4)～(6)</u> [略]</p> <p>2 前項第4号から第6号までの規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その任用期間に応じ、市長が別に定める<u>期間</u>。ただし、1年につき5日を超えることができない。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から10月までの期間において、1日を単位として3日を超えない範囲内で市長が別に定める期間</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> [略]</p> <p>2 前項第5号から第7号までの規定により休暇を受けた期間については、第12条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給料額を減額する。</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,350円
保育士(クラス担任に限る。) 幼稚園教諭(学級担任に限る。)	7,650円
保育士(クラス担任を除く。) 幼稚園教諭(学級担任を除く。)	7,080円
現業職員	6,350円
保健師	9,470円
[略]	

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

区分	日額
一般事務職員 一般技術職員	6,470円
保育士(クラス担任に限る。) 幼稚園教諭(学級担任に限る。)	8,480円
保育士(クラス担任を除く。) 幼稚園教諭(学級担任を除く。)	7,970円
現業職員	6,470円
保健師	9,600円
[略]	

那覇市規則第25号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(購入)</p> <p>第11条 課長は、物品の購入を必要とするときは、<u>物品購入依頼書により、管財課長に依頼しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、年間単価契約物品の購入を依頼するときは、物品購入依頼書を省略するものとする。</u></p> <p>3 管財課長は、第1項の規定による依頼があったときは、その内容を審査の上、<u>購入しなければならない。</u></p> <p>4 管財課長は、前項の規定により購入の契約を締結したときは、契約書等を課長に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。<u>ただし、年間単価契約物品の購入については、この限りでない。</u></p> <p>(購入依頼の受付期間)</p> <p>第12条 物品の購入依頼の受付期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="text-align: center;">受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間単価契約物品</td> <td>3月及び4月を除く毎月2日から6日<u>まで。</u></td> </tr> <tr> <td>年間単価契約外物品</td> <td>1月から3月までを除く毎月21日から25日<u>まで。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、受付期間中に本市の休日があるときは、管財課長は、</p>		受付期間	年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日 <u>まで。</u>	年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日 <u>まで。</u>	<p>(購入)</p> <p>第11条 課長は、物品の購入を必要とするときは、<u>次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める課長に依頼しなければならない。</u></p> <p>(1) 年間単価契約物品 管財課長</p> <p>(2) 年間単価契約外物品 法制契約課長</p> <p>2 <u>前項の規定による依頼は、同項第1号の年間単価契約物品にあっては財務会計システムへの必要事項の入力により、同項第2号の年間単価契約外物品にあっては財務会計システムへの必要事項の入力及び物品購入依頼書の提出により行うものとする。</u></p> <p>3 管財課長<u>又は法制契約課長</u>は、第1項の規定による依頼があったときは、その内容を審査の上、<u>物品の購入に係る手続を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>法制契約課長</u>は、前項の規定により年間単価契約外物品に係る購入の契約を締結したときは、契約書等を課長に、購入物品出納通知書を物品出納員及び物品分任出納員に、それぞれ送付しなければならない。</p> <p>(購入依頼の受付期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="text-align: center;">受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間単価契約物品</td> <td>3月及び4月を除く毎月2日から6日<u>まで</u></td> </tr> <tr> <td>年間単価契約外物品</td> <td>1月から3月までを除く毎月21日から25日<u>まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、受付期間中に本市の休日があるときは、管財課長<u>又は</u></p>		受付期間	年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日 <u>まで</u>	年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日 <u>まで</u>
	受付期間												
年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日 <u>まで。</u>												
年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日 <u>まで。</u>												
	受付期間												
年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日 <u>まで</u>												
年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日 <u>まで</u>												

<p>受付期間を変更することができる。この場合においては、課長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、管財課長が特別な理由があると認めるときは、課長は、その理由を記した受付期間外物品購入依頼書を添えて購入依頼することができる。</p> <p>(購入の代行)</p> <p>第13条 次に掲げる物品の購入は、第11条第1項の規定にかかわらず、課長において代行するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>賄材料</u>、栄養講習等の材料及び医薬材料</p> <p>(4) 写真の<u>現像・焼付</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2 前項の規定による代行の際の物品の購入契約において指名する業者は、<u>管財課長</u>が作成する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定するものとする。ただし、課長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>法制契約課長</u>は、受付期間を変更することができる。この場合においては、課長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、管財課長又は<u>法制契約課長</u>が特別な理由があると認めるときは、課長は、その理由を記した受付期間外物品購入依頼書を添えて購入依頼することができる。</p> <p>(購入の代行)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>賄い材料</u>、栄養講習等の材料及び医薬材料</p> <p>(4) 写真の<u>現像及び焼付け</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2 前項の規定による代行の際の物品の購入契約において指名する業者は、<u>法制契約課長</u>が作成する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定するものとする。ただし、課長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
[略]		
保健所長印	[略]	健康増進課長
[略]		
那覇市収納取扱員印	[略]	
保育所長印	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
[略]		
保健所長印	[略]	保健総務課長
[略]		
那覇市収納取扱員印	[略]	
園長印	園長名をもってする文書	各認定こども園の園長
保育所長印	[略]	
[略]		

那覇市規則第27号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 6,770
	副主任非常勤電話交換手	日額 6,180
	非常勤電話交換手	時給 940
	非常勤事務員	日額 5,630
	非常勤印刷室用務員	日額 7,030
	非常勤行政資料検索員	日額 6,390
秘書広報課	非常勤事務員	日額 6,390
	非常勤秘書	日額 7,460
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 8,540
	なは女性センター指導員	日額 9,340
	なは女性センター相談員	日額 8,540
人事課	心理相談員	日額 8,540
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 5,970
	非常勤保健師	日額 9,190
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 5,630
	非常勤庁舎管理補助員	日額 6,390

	非常勤守衛	日額(日勤) <u>7,030</u> 日額(夜勤) <u>15,890</u>
	普通財産管理非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	公用車カーシェアリング補助員	日額 <u>6,390</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額 <u>8,280</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額 <u>10,350</u>
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 <u>7,260</u>
企画調整課	非常勤事務職員	日額 <u>5,630</u>
	統計事務非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
納税課	市税納付推進員	日額 <u>6,640</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,390</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 <u>6,390</u>
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	固定資産課税台帳整備要員	日額 <u>6,390</u>
	固定資産電子地図整備要員	日額 <u>6,390</u>
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 <u>6,390</u>
	償却資産非常勤事務員	日額 <u>6,390</u>
市民生活安全課	[略]	
	消費生活相談員	日額 <u>8,540</u>
	那覇市消費生活相談補助員	日額 <u>8,010</u>
	消費生活用品安全推進員	日額 <u>8,540</u>
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 <u>6,180</u>
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 <u>7,010</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,970</u>
	非常勤窓口証明発行員	日額 <u>6,390</u>
	地域コミュニティー推進員	日額 <u>6,180</u>
	国民年金相談員	日額 <u>7,260</u>
	窓口証明審査員	日額 <u>7,010</u>
	証明書審査員	日額 <u>7,010</u>
	住民異動届等審査員	日額 <u>7,010</u>
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 <u>8,540</u>
	自主企画事業補助員	日額 <u>5,970</u>
	市民会館管理要員	時給 <u>1,280</u>
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 <u>9,070</u>
	調査指導員	日額 <u>8,540</u>

	副調査指導員	日額 7,210
	調査補助員	日額 6,960
	資料整理員	日額 7,260
	副資料整理員	日額 6,390
	資料整理補助員	日額 5,460
	識名園管理指導員	日額 8,540
	玉陵管理指導員	日額 8,540
	文化財保護専任主事	日額 10,270
	非常勤学芸員	日額 8,540
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,540
	歴史資料整理員	日額 7,210
	[略]	
	教育普及員	日額 8,540
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,630
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,630
商工農水課	那覇市就職相談員	日額 8,540
	農業事務補助非常勤職員	日額 5,970
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	日額 5,970
	水産業振興非常勤職員	日額 10,680
	非常勤水産業務土木技師	日額 10,350
なはまちなか振興課	那覇市公設市場管理指導員	[略]
	公設市場徴収補助非常勤職員	日額 5,630
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,630
	路上喫煙防止指導員	日額 7,260
	なはまちなか振興技術支援員	日額 10,680
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額 5,970
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日額 10,110
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 5,970
	廃棄物事務支援員	日額 5,970
	[略]	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額 10,350
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 6,770
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 8,470
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 6,390
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 6,180
環境衛生課	[略]	
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,180
福祉政策課	援護事務相談員	日額 8,010
	援護事務員	日額 6,390
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 6,390
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 5,630

障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 <u>6,390</u>
	[略]	
	聴覚障がい者相談員	日額 <u>7,460</u>
	手話通訳者	日額 <u>8,280</u>
	医療費助成事務点検職員	日額 <u>7,260</u>
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 <u>7,260</u>
	[略]	
	障害程度認定調査員	[略]
	補装具・用具給付受付相談員	日額 <u>7,260</u>
	自立支援医療等非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 <u>9,070</u>
ちゃーがんじゅう課	福祉関係徴収嘱託員	月額 <u>71,750円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額</u>
	介護保険料収納推進員	月額 <u>71,750円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額</u>
	[略]	
	介護保険窓口指導員	日額 <u>6,390</u>
	介護認定審査事務員	日額 <u>6,390</u>
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 <u>7,260</u>
	介護保険給付費適正化点検員	[略]
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 <u>6,390</u>
	介護保険料非常勤職員	日額 <u>5,630</u>
	[略]	
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 <u>6,390</u>
	保護管理課	精神障害者等退院促進個別支援職員
医療扶助適正化推進職員		日額 <u>5,970</u>
女性相談員		日額 <u>8,540</u>
福祉相談補助員		日額 <u>5,970</u>
非常勤資産調査職員		日額 <u>6,180</u>
生活保護統計事務担当非常勤職員		日額 <u>6,180</u>
レセプト点検職員		日額 <u>7,260</u>
医療事務担当非常勤職員		日額 <u>7,260</u>
[略]		
病院等担当支援職員		日額 <u>6,180</u>
保護施設担当支援職員		日額 <u>6,180</u>
福祉事務所嘱託医		[略]
那覇市生活保護特別相談員		日額 <u>6,000</u>

	那覇市面接相談員	[略]
	健康管理個別支援職員	日額 <u>8,950</u>
	[略]	
	非常勤扶養調査職員	日額 <u>6,180</u>
	児童自立支援員	日額 <u>8,540</u>
	生活保護事務支援員	日額 <u>8,090</u>
	未就職者支援員	日額 <u>7,010</u>
	主任適正保護推進員(週5日)	[略]
	[略]	
	年金等調査員	日額 <u>6,180</u>
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 <u>6,180</u>
	預貯金等調査非常勤職員	日額 <u>6,180</u>
	生活保護業務事務補助職員	日額 <u>5,630</u>
	医療券等発券非常勤職員	日額 <u>5,970</u>
健康増進課	[略]	
	健康増進課非常勤保健師	[略]
	健康増進課非常勤看護師	日額 <u>8,990</u>
	厚生統計調査員	日額 <u>6,880</u>
地域保健課	非常勤保健師・助産師	[略]
	非常勤看護師職員	日額 <u>8,990</u>
	地域保健課非常勤臨床心理士	[略]
	地域保健課非常勤保育士	日額 <u>7,260</u>
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 <u>6,770</u>
	国民健康保険等レセプト点検職員	日額 <u>7,260</u>
	医療費集計事務職員	日額 <u>7,260</u>
	レセプト資格過誤点検職員	日額 <u>7,260</u>
	第三者行為求償事務職員	月額 <u>142,380</u> 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 <u>71,750</u> 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税特別滞納整理指導員	月額 <u>172,380</u>
	国保・後期高齢者保険料(税)滞納整理補助員	日額 <u>6,770</u>
特定健診課	[略]	
	健康相談員	日額 <u>9,190</u>
	特定健診データ管理事務員	日額 <u>6,400</u>
	[略]	
こども政策課	[略]	
	学校医(幼稚園)	[略]
	学校歯科医(幼稚園)	

	学校薬剤師(幼稚園)	
	預かり保育指導員	時給 960
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 940
	心理専門員	[略]
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 5,630
	非常勤事務員	日額 5,630
	保育所整備非常勤職員	日額 7,460
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 5,630
	児童厚生員	日額 6,050
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 8,460
こどもみらい課	保育所パート職員	時給 940
	非常勤調理員	時給 940
	非常勤栄養士	日額 7,220
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,390
	認可外保育施設指導員	日額 7,260
	保育所入退所相談非常勤職員	日額 7,460
	保育施設情報相談員	日額 7,460
	[略]	
	非常勤保育士	時給 960
	休憩対応非常勤保育士	時給 960
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,180
	[略]	
	非常勤用務員	日額 5,630
	療育センター非常勤保育士	日額 9,070
	[略]	
	療育センター非常勤事務員	日額 6,390
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,460
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,460
	育児専門支援員	日額 8,540
	家庭相談員	日額 8,540
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 7,010
	母子自立支援員	日額 8,540
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 7,260
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,390
契約検査課	契約事務非常勤職員	日額 6,180
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,540
道路管理課	那覇市道路管理補助員	日額 9,700
	道路台帳システム補助員	日額 6,390
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 5,970
教育委員会総務課	非常勤用務員	時給 940
	学校事務補助員	時給 940
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 940

	育児短時間勤務対応非常勤図書館事務員	時給 1,000
生涯学習課	非常勤公民館長	月額 177,380
	社会教育指導員	月額 116,700
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,390
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,560
	学校駐車事務支援職員	時給 940
牧志駅前ほしぞ ら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,620
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,760
中央図書館	図書館補助員	時給 1,000
	図書館カウンター要員	時給 940
教育相談課	[略]	
	教育相談員	日額 10,680
	専任指導員	日額 10,680
	きら星学級支援員	時給 1,030
	きら星学級支援事務員	時給 940
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 940
	学校医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	[略]	
	学校薬剤師(小中学校)	[略]
	外国人英語指導員	[略]
	小学校日本人英語指導員	日額 10,130
	理科支援員	時給 1,030
	特別支援教育相談員	日額 12,630
	特別支援教育相談補助員	日額 10,680
	学習支援事務員	日額 5,630
	小中一貫教育非常勤講師	日額 8,140
学務課	財務会計入力事務員	時給 940
学校給食課	非常勤調理員	時給 940
	非常勤事務員	時給 940
教育研究所	図書室補助員	日額 6,000
	情報機器保守点検指導員	日額 8,540
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 9,190
	消防局非常勤事務員	日額 6,390
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 6,390
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 6,390
	[略]	
	議事録整理員	日額 7,260
監査委員事務局	非常勤職員	日額 5,630
[略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
総務課	主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,860</u>
	副主任非常勤電話交換手	日額 <u>6,270</u>
	非常勤電話交換手	時給 <u>950</u>
	非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>
	非常勤印刷室用務員	日額 <u>7,140</u>
秘書広報課	非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
	非常勤秘書	日額 <u>7,550</u>
平和交流・男女 参画課	非常勤通訳	日額 <u>8,570</u>
	なは女性センター指導員	日額 <u>9,440</u>
	なは女性センター相談員	日額 <u>8,570</u>
人事課	心理相談員	日額 <u>8,570</u>
	[略]	
	職員研修非常勤事務員	日額 <u>6,060</u>
	非常勤保健師	日額 <u>9,260</u>
管財課	本庁舎非常勤総合案内員	日額 <u>5,720</u>
	本庁舎非常勤総合案内員(通訳者)	日額 <u>8,570</u>
	非常勤庁舎管理補助員	日額 <u>6,480</u>
	非常勤守衛	日額(日勤) <u>7,140</u> 日額(夜勤) <u>16,150</u>
	普通財産管理非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週5日)	日額 <u>8,340</u>
	所有者不明土地実態調査業務土木技師非常勤職員(週4日)	日額 <u>10,430</u>
	所有者不明土地実態調査業務非常勤職員	日額 <u>7,340</u>
法制契約課	契約事務非常勤職員	日額 <u>6,270</u>
企画調整課	非常勤事務職員	日額 <u>5,720</u>
	統計事務非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
納税課	市税納付推進員	日額 <u>6,730</u>
	市税収納等補助員	日額 <u>6,480</u>
	市税還付等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
市民税課	課税資料等整備補助員	日額 <u>6,480</u>
	課税資料等特定業務非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	軽自動車税賦課事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	那覇市税務証明事務等非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
資産税課	家屋賦課等事務補助非常勤職員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産課税台帳整備要員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産電子地図整備要員	日額 <u>6,480</u>
	固定資産非常勤窓口事務員	日額 <u>6,480</u>
	償却資産非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
市民生活安全課	[略]	

	消費生活相談員	日額 8,570	
まちづくり協働 推進課	市民協働推進員	日額 6,270	
	なは市民活動支援センター専門相談員	日額 10,110	
	なは市民活動支援センター市民活動推進員	日額 7,840	
	なは市民活動支援センター市民活動推進補助員	日額 4,040	
ハイサイ市民課	戸籍関連事務員	日額 7,100	
	非常勤事務員	日額 6,060	
	非常勤窓口証明発行員	日額 6,480	
	地域コミュニティー推進員	日額 6,270	
	国民年金相談員	日額 7,340	
	窓口証明審査員	日額 7,100	
	証明書審査員	日額 7,100	
	住民異動届等審査員	日額 7,100	
	個人番号カード交付事務等審査員	日額 7,100	
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 8,570	
	自主企画事業補助員	日額 6,060	
	市民会館管理要員	時給 1,300	
	非常勤施設管理技術補助員	日額 8,340	
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 9,180	
	調査指導員	日額 8,570	
	副調査指導員	日額 7,290	
	調査補助員	日額 7,040	
	資料整理員	日額 7,340	
	副資料整理員	日額 6,480	
	資料整理補助員	日額 5,550	
	識名園管理指導員	日額 8,570	
	玉陵管理指導員	日額 8,570	
	文化財保護専任主事	日額 10,350	
	非常勤学芸員	日額 8,570	
	壺屋焼物博物館非常勤学芸員	日額 8,570	
	歴史資料整理員	日額 7,290	
	[略]		
	教育普及員	日額 8,570	
	歴史博物館非常勤事務員	日額 5,720	
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,720	
	商工農水課	那覇市就職相談員	日額 8,570
		農業事務補助非常勤職員	日額 6,060
沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員		日額 6,060	
水産業振興非常勤職員		日額 10,710	
非常勤水産業務土木技師		日額 10,430	
なは産業支援センター非常勤職員		日額 8,570	

	那覇市IT創造館非常勤企業支援専門員	日額 14,900
なはまちなか振興課	那覇市公設市場管理指導員	[略]
	公設市場事務補助非常勤職員	日額 5,720
	なはまちなか振興技術支援員	日額 10,710
観光課	那覇市観光協会等関連業務非常勤職員	日額 8,570
環境政策課	ISO14001推進業務非常勤	日額 6,060
廃棄物対策課	事業所広報啓発推進業務非常勤	日額 6,060
	廃棄物事務支援員	日額 6,060
	[略]	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止行為指導員	日額 10,430
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 6,860
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 8,580
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	日額 6,480
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 6,270
	住宅騒音防止対策事業非常勤職員	日額 6,060
環境衛生課	[略]	
	狂犬病予防事務補助員	日額 6,270
福祉政策課	援護事務相談員	日額 8,090
	援護事務員	日額 6,480
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	日額 6,480
	[略]	
	ホームページ等広報担当非常勤	日額 5,720
障がい福祉課	障がい福祉窓口指導員	日額 6,480
	[略]	
	聴覚障がい者相談員	日額 7,560
	手話通訳者	日額 8,340
	医療費助成事務点検職員	日額 7,340
	[略]	
	障害福祉サービス等事務員	日額 7,340
	[略]	
	障害支援区分認定調査員	[略]
	補装具・用具給付受付相談員	日額 7,340
	自立支援医療等非常勤職員	日額 6,480
	[略]	
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 9,180
自立支援医療費(更生医療)事務点検職員	日額 7,340	
ちゃーがんじゅう課	介護保険料等収納推進員	月額 73,550円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	[略]	
	介護保険窓口指導員	日額 6,480

	介護認定審査事務員	日額 6,480
	[略]	
	介護保険レセプト点検員	日額 7,340
	介護保険主任レセプト点検員	日額 7,790
	介護保険給付費適正化点検員	[略]
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,480
	介護保険料非常勤職員	日額 5,720
	[略]	
	介護事業計画推進事務非常勤	日額 6,480
	介護保険等事業者指導員	日額 9,460
保護管理課	精神障害者等退院促進個別支援職員	日額 10,500
	医療扶助適正化推進職員	日額 6,060
	女性相談員	日額 8,570
	福祉相談補助員	日額 6,060
	非常勤資産調査職員	日額 6,270
	生活保護統計事務担当非常勤職員	日額 6,270
	レセプト点検職員	日額 7,340
	医療事務担当非常勤職員	日額 7,340
	[略]	
	病院等担当支援職員	日額 6,270
	保護施設担当支援職員	日額 6,270
	福祉事務所嘱託医	[略]
	那覇市面接相談員	[略]
	健康管理個別支援職員	日額 10,500
	[略]	
	非常勤扶養調査職員	日額 6,270
	児童自立支援員	日額 8,570
	生活保護事務支援員	日額 8,170
	主任適正保護推進員(週5日)	[略]
	[略]	
	年金等調査員	日額 6,270
	[略]	
	返還金等事務担当非常勤職員	日額 6,270
	預貯金等調査非常勤職員	日額 6,270
	生活保護業務事務補助職員	日額 5,720
	医療券等発券非常勤職員	日額 6,060
	生活困窮者包括支援業務非常勤職員	日額 8,570
保健総務課	結核・感染症担当非常勤看護師	日額 9,260
健康増進課	[略]	
	健康増進課非常勤保健師	[略]
地域保健課	非常勤保健師・助産師	[略]
	地域保健課非常勤臨床心理士	[略]

	地域保健課非常勤保育士	日額 <u>7,340</u>
国民健康保険課	国民健康保険等窓口指導員	日額 <u>6,860</u>
	国民健康保険レセプト点検職員	日額 <u>7,340</u>
	国民健康保険レセプト点検等主任	日額 <u>7,790</u>
	国民健康保険医療費集計事務職員	日額 <u>7,340</u>
	国民健康保険レセプト資格過誤点検職員	日額 <u>7,340</u>
	第三者行為求償事務職員	月額 <u>144,180円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税収納推進員	月額 <u>73,550円</u> に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
	保険税特別滞納整理指導員	月額 <u>174,180</u>
	国保・後期高齢者保険料(税)滞納整理補助員	日額 <u>6,860</u>
	那覇市国民健康保険給付債権管理員	日額 <u>6,480</u>
特定健診課	[略]	
	健康相談員	日額 <u>9,260</u>
	特定健診データ管理事務員	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
こども政策課	[略]	
	学校医(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)	[略]
	学校歯科医(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)	[略]
	学校薬剤師(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)	[略]
	預かり保育指導員	時給 <u>980</u>
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 <u>950</u>
	心理専門員	[略]
	非常勤事務員	日額 <u>5,720</u>
	保育所整備非常勤職員	日額 <u>7,550</u>
	児童クラブ事務補助非常勤職員	日額 <u>5,720</u>
	児童厚生員	日額 <u>6,120</u>
	児童厚生員(日曜日開館)	日額 <u>8,570</u>
	認定こども園移行支援員	日額 <u>9,440</u>
	非常勤保育教諭	日額 <u>7,110</u>
	こどもみらい課	保育所パート職員
非常勤調理員		時給 <u>950</u>
非常勤栄養士		日額 <u>7,310</u>
非常勤給食搬送・調理補助員		日額 <u>6,480</u>
認可外保育施設指導員		日額 <u>7,340</u>
保育所入退所相談非常勤職員		日額 <u>7,550</u>
保育施設情報相談員		日額 <u>7,550</u>

	[略]	
	非常勤保育士	時給 980
	非常勤保育士(週3日又は週2日)	時給 980
	休憩対応非常勤保育士	時給 980
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 5,720
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,270
	[略]	
	非常勤用務員	日額 5,720
	療育センター非常勤保育士	日額 9,180
	[略]	
	療育センター非常勤事務員	日額 6,480
	保育所非常勤用務員	時給 950
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,550
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,550
	育児専門支援員	日額 8,570
	家庭相談員	日額 8,570
	こども医療費等取扱非常勤職員	日額 7,100
	母子・父子自立支援員	日額 8,570
	那覇市乳児全戸訪問活動支援員	日額 7,340
都市計画課	都市計画課非常勤事務員	日額 6,480
道路建設課	非常勤用地業務職員	日額 8,570
道路管理課	道路台帳システム補助員	日額 6,480
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 6,060
公園管理課	非常勤機械技師	日額 10,430
	非常勤土木技師	日額 10,430
	公園管理事務非常勤職員	日額 6,270
出納室	出納審査事務非常勤職員	日額 6,480
教育委員会総務課	補助用務員	時給 950
	非常勤用務員	時給 950
	学校事務補助員	時給 950
	育児短時間勤務対応非常勤事務員	時給 950
	育児短時間勤務対応非常勤図書事務員	時給 1,010
生涯学習課	社会教育指導員	月額 118,500
	青少年交流推進指導員	時給 950
市民スポーツ課	学校開放事務連絡員	日額 6,480
施設課	非常勤環境整備員	日額 9,670
	学校駐車事務支援職員	時給 950
牧志駅前ほしぞら公民館	プラネタリウム操作技師	日額 9,730
	プラネタリウム操作補助員	日額 6,940
中央図書館	図書館補助員	時給 1,010
	図書館カウンター要員	時給 950
教育相談課	[略]	

	教育相談員	日額 <u>10,710</u>
	専任指導員	日額 <u>10,710</u>
	きら星学級支援員	時給 <u>1,260</u>
	きら星学級支援事務員	時給 <u>950</u>
	むぎほ学級支援員	時給 <u>1,260</u>
	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)	時給 <u>1,260</u>
	子ども寄添主任支援員(主任スクールソーシャルワーカー)	時給 <u>1,430</u>
学校教育課	学校医(1,000人未満の小中学校)	[略]
	[略]	
	学校薬剤師(小中学校)	[略]
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 <u>950</u>
	特別支援教育相談員	日額 <u>12,630</u>
	特別支援教育相談補助員	日額 <u>10,710</u>
	外国人英語指導員	[略]
	小学校日本人英語指導員	日額 <u>10,230</u>
	学習支援事務員	日額 <u>5,720</u>
	小中一貫教育非常勤講師	日額 <u>8,250</u>
	理科支援員	時給 <u>1,050</u>
学務課	財務会計入力事務員	時給 <u>950</u>
	学校医療券点検事務員	日額 <u>7,340</u>
学校給食課	非常勤調理員	時給 <u>950</u>
	非常勤事務員	時給 <u>950</u>
	学校給食課非常勤事務員	時給 <u>950</u>
教育研究所	図書室補助員	日額 <u>6,060</u>
	情報機器保守点検指導員	日額 <u>8,570</u>
消防局総務課	消防局非常勤保健師	日額 <u>9,260</u>
	消防局非常勤事務員	日額 <u>6,480</u>
救急課	救命講座普及啓発推進員	日額 <u>6,480</u>
議会事務局	非常勤会派秘書	日額 <u>6,480</u>
	[略]	
	議事録整理員	日額 <u>7,340</u>
監査委員事務局	非常勤職員	日額 <u>5,720</u>
	[略]	

那覇市規則第28号
平成28年 3 月 29 日
公 布 済

那覇市路上喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市路上喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市路上喫煙防止条例施行規則(平成20年那覇市規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(路上喫煙防止指導員)</p> <p><u>第3条</u> 条例第9条の規定による指導及び勧告、第10条の規定による命令並びに第13条の規定による過料の処分に係る事務その他の路上喫煙防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。</p> <p>2 指導員は、市長が任命する。</p> <p>3 指導員は、第1項の事務に従事するときは、<u>路上喫煙防止指導員証(第1号様式)</u>を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(指導及び勧告)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による勧告は、路上喫煙是正勧告書(<u>第2号様式</u>)を交付して行うものとする。</p> <p>(命令)</p> <p><u>第5条</u> 条例第10条各項の規定による命令は、路上喫煙是正命令書(<u>第3号様式</u>)を交付して行うものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知書(<u>第4号様式</u>)により、その旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の弁明は、弁明書(<u>第5号様式</u>)の提出又は口頭により行わなければならないものとする。</p> <p>(過料処分)</p> <p><u>第7条</u> 条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、路上喫煙過料</p>	<p>(指導及び勧告)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による勧告は、路上喫煙是正勧告書(<u>第1号様式</u>)を交付して行うものとする。</p> <p>(命令)</p> <p><u>第4条</u> 条例第10条各項の規定による命令は、路上喫煙是正命令書(<u>第2号様式</u>)を交付して行うものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、告知書(<u>第3号様式</u>)により、その旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の弁明は、弁明書(<u>第4号様式</u>)の提出又は口頭により行わなければならないものとする。</p> <p>(過料処分)</p> <p><u>第6条</u> 条例第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、路上喫煙過料</p>

<p>処分書(第6号様式)を交付して行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(細目)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p><u>第2号様式(第4条関係)</u> [略]</p> <p><u>第3号様式(第5条関係)</u> [略]</p> <p><u>第4号様式(第6条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 弁明書の提出先 <u>那覇市経済観光部商工振興課</u></p> <p>4 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>第5号様式(その1)(第6条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>様</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市路上喫煙防止条例施行規則<u>第6条第2項</u>の規定により、次のとおり弁明します。</p> <p>[略]</p> <p>注1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。ただし、口頭による弁明を行う場合は、<u>路上喫煙防止指導員</u>が弁明者に代わり記名するものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>第5号様式(その2)(第6条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>様</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市路上喫煙防止条例施行規則<u>第6条第2項</u>の規定により、この弁明書を提出しま</p>	<p>処分書(第5号様式)を交付して行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第1号様式(第3条関係)</u> [略]</p> <p><u>第2号様式(第4条関係)</u> [略]</p> <p><u>第3号様式(第5条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 弁明書の提出先 <u>那覇市経済観光部観光課</u></p> <p>4 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>第4号様式(その1)(第5条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>宛</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市路上喫煙防止条例施行規則<u>第5条第2項</u>の規定により、次のとおり弁明します。</p> <p>[略]</p> <p>注1 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印してください。ただし、口頭による弁明を行う場合は、<u>那覇市迷惑行為等是正指導員設置規則(平成28年那覇市規則第16号)第2条の迷惑行為等是正指導員</u>が弁明者に代わり記名するものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>第4号様式(その2)(第5条関係)</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>宛</u></p> <p>[略]</p> <p>那覇市路上喫煙防止条例施行規則<u>第5条第2項</u>の規定により、この弁明書を提出しま</p>
--	--

<p>す。 1～2 [略] 3 弁明書の提出先 <u>那覇市経済観光部商 工振興課</u> 4 [略] [略] <u>第6号様式(第7条関係)</u> [略]</p>	<p>す。 1～2 [略] 3 弁明書の提出先 <u>那覇市経済観光部観 光課</u> 4 [略] [略] <u>第5号様式(第6条関係)</u> [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
第1号様式(第3条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">路上喫煙防止指導員証</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、那覇市路上喫煙防止条例施行規則第3条第1項の規定による路上喫煙防止指導員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">那覇市長 印</p>
--	---

(裏)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、過料の処分に係る事務その他の路上喫煙防止に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。 2 本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 路上喫煙防止指導員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。 |
|--|

寸法 縦 54ミリメートル 横 86ミリメートル

那覇市規則第29号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市幼保総合施設条例施行規則(平成24年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	額	区分	額
通年利用	1人年額 <u>44,000円</u>	通年利用	1人年額 <u>55,000円</u>
一時利用	1人日額 <u>250円</u>	一時利用	1人日額 <u>300円</u>
備考 [略]		備考 [略]	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

付 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第11条又は第14条第5項から第7項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)及び主たる用途を明らかにする書類(建築物の延べ面積が10,000平方メートル未満である場合を除く。)</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第11条 条例第17条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>(許可の期間)</p> <p>第12条 条例第18条第2項の規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) はり紙、はり札等、<u>立看板、広告幕、</u>広告旗、つり下げ広告又は気球広告 1月以内</p> <p><u>(2) 前号に掲げる広告物等以外のもの</u> 3年以内</p> <p>別表第1(第7条関係) 適用除外の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">基準</td> </tr> </table>	区分	基準	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第11条 条例第17条第1項の<u>規定により</u>規則で定める許可の基準は、別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>(許可の期間)</p> <p>第12条 条例第18条第2項の<u>規定により</u>規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) はり紙、はり札等、<u>広告旗、</u>つり下げ広告又は気球広告 1月以内</p> <p><u>(2) 立看板又は広告幕 1年以内</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの</u> 3年以内</p> <p>別表第1(第7条関係) 適用除外の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">基準</td> </tr> </table>	区分	基準
区分	基準				
区分	基準				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">条例第14条第7項 (寄贈者名等)</td><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p> <p>別表第4(第11条関係)</p> <p>条例第14条第5項から第7項までの許可の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 15%;">区分</th><th style="width: 85%;">基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td><td></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)</td><td style="padding: 2px;">(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考6に規定する表示面積の合計をいう。</p>	[略]	条例第14条第7項 (寄贈者名等)	[略]	区分	基準	[略]		条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)	(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">条例第14条第8項 (寄贈者名等)</td><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p> <p>別表第4(第11条関係)</p> <p>条例第14条第5項から第7項までの許可の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 15%;">区分</th><th style="width: 85%;">基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td><td></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)</td><td style="padding: 2px;">(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。<u>ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考5に規定する表示面積の合計をいう。</p>	[略]	条例第14条第8項 (寄贈者名等)	[略]	区分	基準	[略]		条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)	(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。 <u>ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u>	[略]	
[略]																							
条例第14条第7項 (寄贈者名等)	[略]																						
区分	基準																						
[略]																							
条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)	(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。																						
[略]																							
[略]																							
条例第14条第8項 (寄贈者名等)	[略]																						
区分	基準																						
[略]																							
条例第14条第6項 (軌道車両に表示される広告物)	(1) [略] (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。 <u>ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u>																						
[略]																							
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及</p>																							

び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1月以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等の場合

建築物の延べ面積の区分	地域区分	接道の状況の区分	表示面積の合計
10,000平方メートル以下	住居系地域	1面接道	45平方メートル以下
		2面接道	64平方メートル以下
		3面接道	83平方メートル以下
		4面接道	93平方メートル以下
	商業系地域	1面接道	95平方メートル以下
		2面接道	150平方メートル以下
		3面接道	205平方メートル以下
		4面接道	232.5平方メートル以下
	工業系地域	1面接道	75平方メートル以下
		2面接道	114平方メートル以下
		3面接道	153平方メートル以下
		4面接道	170.5平方メートル以下
10,000平方メートルを超えるもの	住居系地域	1面接道	130平方メートル以下
	商業系地域	2面接道	200平方メートル以下
	工業系地域	3面接道	270平方メートル以下
		4面接道	310平方メートル以下

備考

- 1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
 - (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であつて、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、

工業地域及び工業専用地域をいう。

5 「接道」とは、建築物の敷地が幅員4メートル以上の道に接していることをいう。

6 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び許可を受けた既設の広告物等の表示面積を合算したものとする。

7 大規模小売店舗又は商業施設等(大規模小売店舗を除く。)のうち建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものの敷地内において、那覇市都市景観審議会(那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会をいう。)の意見を聴いた上で沿道景観等に配慮されたものとして市長が認める広告物等の表示等を行う場合は、この表に定める広告物等の表示面積の合計の基準の数値に1.5を乗じた数値を当該基準とする。

2 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合

[表 略]

備考 「商業施設等」、「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する商業施設等、住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

3 条例の規定による許可を要する広告物等のうち電光表示広告物に係る表示面積の合計の基準

[表 略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1年以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合の基準

[表 略]

備考

1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)

(2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であって、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。

2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。

3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。

4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

5 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等及び既設の広告物等(いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く。)の表示面積の合計をいう。

2 広告物等のうち電光表示広告物に係る基準

[表 略]

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第11条関係)

1 [略]

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類	地域区分	基準	
野立広告 (<u>広告板</u> 、 <u>広告塔</u> 、 <u>サインポール</u>)	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。	
		(2) 高さは、5メートル以下であること。	
	商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。	
		(2) 高さは、5メートル以下であること。	
	広告塔、 <u>サインポール</u>	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。
			(2) 高さは、10メートル以下であること。
商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。		
	(2) 高さは、15メートル以下であること。		
[略]			
壁面広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面積の4分の1以下、かつ、30平方メートル以下であること。	
		(2) [略]	
商業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面積の3分の1以下、かつ、50平方メートル以下であること。		
	(2) [略]		
[略]			

備考

1~2 [略]

3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び許可を受けた既設の広告物等の個数を合算したものとする。

[改正後 別記]

別表第3(第11条関係)

1 [略]

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類	地域区分	基準
野立広告(<u>広告板</u> 、 <u>広告塔及びサイン</u>)	住居系地域	(1) 1面当たりの表示面積が15平方メートル以下で、かつ、1事業所等における表示面積の合計が
	工業系地域	

ポール)		<p>30平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が15平方メートル以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を45平方メートル以下とすることができる。</p> <p>(2) 広告板の高さは5メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは10メートル以下であること。</p>
壁面広告	<p>商業系地域</p>	<p>(1) 1事業所等における表示面積の合計が30平方メートル以下であること。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が15平方メートル以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を45平方メートル以下とすることができる。</p> <p>(2) 広告板の高さは5メートル以下、広告塔及びサインポールの高さは15メートル以下であること。</p>
[略]		

備考

1～2 [略]

3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等及び既設の広告物等(いずれも条例の規定による許可を要さないものを除く。)の個数の合計をいう。

那覇市規則第31号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。<u>第6条において「省令」という。</u>)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 <u>法第12条の2第1項の規定により登録を受けようとする者は、登録申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(実績の報告)</p> <p>第5条 <u>法第12条の2第1項の規定により登録を受けた者は、実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、毎年度終了後3月以内に保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 <u>省令第33条第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは変更届出書(第5号様式)に、事業を廃止したときは事業廃止届出書(第6号様式)に、それぞれ必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p>

	[第5号様式 別記] [第6号様式 別記]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。 	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正後 別記]
第3号様式(第4条関係)

登 録 申 請 書

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録区分	
営業所の所在地	
営業所の名称	
営業所の責任者氏名	
申請区分 ※該当項目を○で囲む	新規 ・ 更新 (登録番号: 第 号)

(添付書類)

- 1 機械器具の概要を記載した書類(必要に応じて毒物及び劇物の取扱状況に関する書類も添付)
- 2 監督者等の氏名を記載した書類
- 3 従事者研修の実施状況を記載した書類
- 4 作業の実施方法を記載した書類
- 5 営業所の付近見取図
- 6 検査室及び保管庫の概要を記した図面
- 7 有資格者であることを証する書類(原本及び写し)
- 8 法人の場合は、登記事項証明書又は定款の写し

[改正後 別記]
第4号様式(第5条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

那覇市保健所長 宛

営業者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けた事業に関し、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

営業所の名称			
営業所の所在地			
登録区分		登録番号	第 号

記

- 1 実績報告期間(年 月 日 ~ 年 月 日)
- 2 報告時における機械器具の概要を記した書類
- 3 報告時における監督者等の氏名を記した書類
- 4 建築物環境衛生に関する事業の実績を記した書類

(備考) 営業所ごと、登録区分ごとに作成すること。

[改正後 別記]
第5号様式(第6条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

那覇市保健所長 宛

営業者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録に関し、次の事項を変更しましたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

登録区分		登録番号	第 号
営業所の名称			
営業所の所在地			
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更理由			

(添付書類) 変更した事項を証明する書類

(注) 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等又は毒物及び劇物の取扱状況を記載した書面の記載事項に変更があった後も、登録基準に適合することを証明する書類を添付すること。

[改正後 別記]
第6号様式(第6条関係)

事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

那覇市保健所長 宛

営業者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録に係る事業を廃止しましたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

登録区分		登録番号	第 号
営業所の名称			
営業所の所在地			
事業を廃止した年月日	年 月 日		
事業を廃止した理由			

(添付書類) 登録証明書

那覇市規則第32号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務)</p> <p>第22条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p>	<p>(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務)</p> <p>第22条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。)及び<u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下この条において「省令」という。)</u>に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>法第12条の2第1項の規定による事業の登録に関すること。</u></p> <p>(5) <u>法第12条の4の規定による登録の取消しに関すること。</u></p> <p>(6) <u>法第12条の5の規定による報告、立入検査等に関すること。</u></p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>省令第31条の規定による事業の登録の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>省令第32条の規定による事業の登録証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(11) <u>省令第33条第1項の規定による変更又は廃止に係る届出の受理に関すること。</u></p>
<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第25条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生労働省令第99号。以</p>	<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第25条 [略]</p>

下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2)～(3) [略]

(4)～(5) [略]

(6) 法第17条第3項及び第4項(これらの規定を法第7条第1項、第23条、第26条、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。

(7)～(20) [略]

(1) 法第14条の2第2項の規定による検体及び病原体の提出に関すること。

(2) 法第14条の2第3項及び第4項の規定による検査の実施及び報告に関すること。

(3) [略]

(4) 法第15条第3項の規定による検体及び病原体の提出並びに検体の採取に関すること。

(5) 法第15条第4項の規定による検査の実施に関すること。

(6)～(7) [略]

(8) 法第16条の3第1項及び第44条の7第1項の規定による検体の提出及び採取の勧告に関すること。

(9) 法第16条の3第3項及び第44条の7第3項の規定による検体の採取の措置に関すること。

(10) 法第16条の3第5項及び第6項(これらの規定を法第7条第1項、第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。

(11) 法第16条の3第7項及び第8項並びに第44条の7第5項及び第6項の規定による検査の実施及び報告に関すること。

(12)～(13) [略]

(14)～(27) [略]

<p>(21)～(29) [略]</p> <p>(30) 法第36条第1項及び第2項(これらの規定を法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(31) 法第36条第3項(法第7条第1項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)の規定による掲示に関すること。</p> <p>(32)～(40) [略]</p>	<p>(28) 法第26条の3第1項及び第3項並びに第50条第1項の規定による検体及び病原体の提出及び収去に関すること。</p> <p>(29) 法第26条の3第5項及び第6項並びに第50条第2項の規定による検査の実施及び報告に関すること。</p> <p>(30) 法第26条の4第1項及び第3項並びに第50条第1項の規定による検体の提出及び採取に関すること。</p> <p>(31) 法第26条の4第5項及び第6項並びに第50条第3項の規定による検査の実施及び報告に関すること。</p> <p>(32)～(40) [略]</p> <p>(41) 法第36条第1項及び第2項(これらの規定を法第7条第1項及び第50条第5項において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(42) 法第36条第4項(法第7条第1項及び第50条第6項において準用する場合を含む。)の規定による掲示に関すること。</p> <p>(43)～(51) [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第33号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

那覇市母子保健法施行細則(平成25年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第4条 省令第9条第1項の規定により養育医療の給付を申請しようとする者は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 世帯調書及び税額証明書</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(養育医療給付申請事項の変更)</p> <p>第7条 医療券の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、養育医療給付申請事項変更届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>世帯調書及び税額証明書</u>に記載された<u>世帯階層区分、養育医療の給付を受けている者の扶養義務者及び世帯構成員</u>に変更があったとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(様式)</p> <p>第17条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">文書名</th> <th style="width: 50%;">関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>世帯調書及び税額証明書</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第15条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>(備考)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この<u>表のD1～D14階層</u>における「所</p>	文書名	関連条項	[略]		<u>世帯調書及び税額証明書</u>	[略]	[略]		<p>(養育医療の給付申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 世帯調書</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(養育医療給付申請事項の変更)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>世帯調書</u>に記載された<u>養育医療の給付を受けている者の扶養義務者又は世帯構成員</u>に変更があったとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) その他市長が必要と認めるとき。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第17条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">文書名</th> <th style="width: 50%;">関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>世帯調書</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第15条関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この<u>表中のD階層</u>における「<u>所得税</u>」</p>	文書名	関連条項	[略]		<u>世帯調書</u>	[略]	[略]	
文書名	関連条項																
[略]																	
<u>世帯調書及び税額証明書</u>	[略]																
[略]																	
文書名	関連条項																
[略]																	
<u>世帯調書</u>	[略]																
[略]																	

<p><u>得税額</u>とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された<u>所得税の額</u>をいう。ただし、<u>得税額</u>を計算する場合には、<u>次の規定</u>は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～8 [略]</p>	<p>とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された<u>所得税</u>をいう。ただし、<u>所得税の額</u>を計算する場合には、<u>次に掲げる規定</u>は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項</u></p> <p>3～8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市規則第34号
平成28年3月29日
公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者負担額) 第3条 [略]</p> <p>2 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額については、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項又は第3項の規定を準用する。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(利用者負担額) 第3条 [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、1号認定園児のうち那覇市内に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条の公私連携幼保連携型認定こども園を利用するものに係る利用者負担額は、那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第8条第2項前段に規定する額のうち1号認定園児に相当する子どもに係るものとする。</u></p> <p>3 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項前段又は第3項前段に規定する額とする。</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分削る。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第3条関係)

[略]
備考
1～3 [略]
4 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6号の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
5 [略]
6 「第1子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。 (1) [略] (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
ア～ウ [略]
エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園をいう。)
オ～カ [略]
7～8 [略]

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

[略]
備考
1～3 [略]
4 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
5 [略]
6 [略] (1) [略] (2) [略]
ア～ウ [略]
エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の認定こども園をいう。)
オ～カ [略]
7～8 [略]

那覇市規則第35号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>[別表第1 別記]</p>	<p>付 則</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における保育の利用に係る保育料の額の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる別表第1の階層区分の項中、次の表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>[表 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、施行日以後の保育の利用に係る保育料について適用し、施行日以前の保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の保育の利用に係る改正後規則の規定による保育料の額の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

[改正後 別記]

[付則第2項の表]

- (1) 別表第1の保育標準時間認定の欄に係る読替表

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
D4	25,500	23,000	24,900	22,800
D5	28,000	24,000	27,500	23,500
D6	30,000	25,500	28,700	24,400
D7	32,000	27,000	29,900	25,300
D8	34,000	28,500	31,100	26,200
D9	36,000	30,000	35,900	29,800

(2) 別表第1の保育短時間時間認定の欄に係る読替表

階層区分	別表第1に掲げる額		読み替える額	
D4	25,100	22,600	24,400	22,400
D5	27,500	23,600	27,000	23,100
D6	29,500	25,100	28,200	24,000
D7	31,400	26,500	29,300	24,800
D8	33,400	28,000	30,500	25,700
D9	35,400	29,400	33,400	27,600

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分		保育料の月額(円)							
		保育標準時間認定			保育短時間認定				
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
[略]									
D	[略]	A階層を除	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
階層	D4	き、市町村民税の所得7,000円未満	84,900円以上97,000円未満	[略]	24,300	22,600	[略]	23,800	22,200
	D5	割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	97,000円以上119,800円未満	[略]	27,000	23,000	[略]	26,500	22,600
	D6		119,800円以上169,000円未満	[略]	27,400	23,300	[略]	26,900	22,900
	D7		169,000円以上301,000円未満	[略]	27,800	23,600	[略]	27,300	23,100
	D8		301,000円以上397,000円未満	[略]	28,200	23,900	[略]	27,700	23,400
	D9		397,000円以上	[略]	35,800	29,700	[略]	32,800	26,700
[略]									

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層 区分		保育料の月額(円)						
		保育標準時間認定			保育短時間認定			
階層区分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児	
[略]								
D 階 層	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	D4	84,900円以上97,000円未満	[略]	25,500	23,000	[略]	25,100	22,600
	D5	97,000円以上119,800円未満	[略]	28,000	24,000	[略]	27,500	23,600
	D6	119,800円以上169,000円未満	[略]	30,000	25,500	[略]	29,500	25,100
	D7	169,000円以上301,000円未満	[略]	32,000	27,000	[略]	31,400	26,500
	D8	301,000円以上397,000円未満	[略]	34,000	28,500	[略]	33,400	28,000
	D9	397,000円以上	[略]	36,000	30,000	[略]	35,400	29,400
[略]								

那覇市規則第36号
平成28年3月29日
公 布 済

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則(平成27年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(延長保育料の納付)</p> <p>第4条 延長保育(幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則(平成24年那覇市教育委員会規則第3号)第2条の延長保育をいう。)について通年利用をする者の保護者は、延長保育料の月割額(年額を12で除して得た額をいう。)を毎月の<u>15日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(給食費の納付等)</p> <p>第5条 給食(幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則第12条第1項の給食をいう。)について通年利用をする者の保護者は、給食費の年額を11で除して得た額を、毎月の<u>15日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保総合施設条例第4条の構成施設である幼稚園の職員が第1項の給食を利用する場合の給食費の年額は、<u>52,800円</u>とする。</p>	<p>(延長保育料の納付)</p> <p>第4条 延長保育(幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則(平成24年那覇市教育委員会規則第3号)第2条の延長保育をいう。)について通年利用をする者の保護者は、延長保育料の月割額(年額を12で除して得た額をいう。)を毎月の<u>20日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(給食費の納付等)</p> <p>第5条 給食(幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則第12条第1項の給食をいう。)について通年利用をする者の保護者は、給食費の年額を11で除して得た額を、毎月の<u>20日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保総合施設条例第4条の構成施設である幼稚園の職員が第1項の給食を利用する場合の給食費の年額は、<u>60,000円</u>とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第9号
平成28年3月29日
公 表 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(グループリーダーへの専決権の委譲)</p> <p>第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダー(副参事、主幹及び主査に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。</p> <p>2 課内室長又は担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による課内室長又は担当副参事の専決事項について、部長の承認を得て、別表第4により事務分掌規則第16条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>事務決裁基準表</p> <p>市長決裁基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>不服申立て</u>、訴訟、和解及び調停に関すること。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(グループリーダーへの専決権の委譲)</p> <p>第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第4により事務分掌規則第17条第2項のグループリーダー(副参事、主幹及び主査に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。</p> <p>2 課内室長又は担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による課内室長又は担当副参事の専決事項について、部長の承認を得て、別表第4により事務分掌規則第17条第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>事務決裁基準表</p> <p>市長決裁基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>審査請求</u>、訴訟、和解及び調停に関すること。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
財産に関する 事項	[略]	
	不動産、動産等の借入 れに関すること。	[略]
		1,300万円以上1,500万円以上
[略]		
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
財産に関する 事項	[略]	
	不動産、動産等の借入 れに関すること。	[略]
		1,300万円以上1,500万円未満
[略]		
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	市有物件災害共済に関すること。	[略]	
	物品購入及び不用品	1,500万円以上3,000万円未満	副市長
	売買の契約に関する こと。	1,000万円以上1,500万円未満	政策総括調整監
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
	100万円未満	課長	
人事課	[略]		
企画調整課	[略]		
[略]			
保護管理課	[略]		
健康増進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)に関すること。	[略]	

	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)に関する事(ただし、感染症予防法第40条及び第63条の事務は除く。)	保健所長
	感染症予防法第40条の規定に基づく診療報酬の支払い、診療内容及び請求の審査、請求することができる額の決定、審査機関の意見聴取に関する事。	課長
地域保健課	[略]	
	児童福祉法に基づく厚生労働大臣の定める慢性疾患にかかっている児童等の治療研究に資する医療の給付の決定に関する事。	[略]
	[略]	
[略]		
こども政策課	幼稚園保育料の決定に関する事。	課長
	軽易で定例的な児童館事務に関する事。	[略]
こどもみらい課	保育料の決定に関する事。	[略]
	[略]	
子育て応援課	[略]	
	母子福祉センターの管理に関する事。	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査課	歩掛等の調整に関する事。	[略]
	工事請負契約の締結に関する事。	1億円以上1億5,000万円未満 副市長 5,000万円以上1億円未満 部長 1,000万円以上5,000万円未満 副部長 1,000万円未満 課長
	工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関する事。	5,000万円以上 部長 1,000万円以上5,000万円未満 副部長 1,000万円未満 課長
	測量、調査、設計等の委託契約の締結に関する事。	5,000万円以上 副市長 2,000万円以上5,000万円未満 部長 500万円以上2,000万円未満 副部長 500万円未満 課長
	測量、調査、設計等の委託契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関する事。	2,000万円以上 部長 500万円以上2,000万円未満 副部長 500万円未満 課長
[略]		

[改正後 別記]
別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	市有物件災害共済に関する <u>こと。</u>	[略]	
人事課	[略]		
法制契約課	審理員の指名に関する <u>こと。</u>	部長	
	物品購入及び不用品	1,500万円以上3,000万円未満	副市長
	処分の契約の締結に関する <u>こと。</u>	1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
	工事請負契約の締結に関する <u>こと。</u>	1億円以上1億5,000万円未満	副市長
		5,000万円以上1億円未満	部長
		1,000万円以上5,000万円未満	副部長
		1,000万円未満	課長
	工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関する <u>こと。</u>	5,000万円以上	部長
		1,000万円以上5,000万円未満	副部長
		1,000万円未満	課長
	測量、調査、設計等の委託契約の締結に関する <u>こと。</u>	5,000万円以上	副市長
		2,000万円以上5,000万円未満	部長
		500万円以上2,000万円未満	副部長
500万円未満		課長	
測量、調査、設計等の委託契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関する <u>こと。</u>	2,000万円以上	部長	
	500万円以上2,000万円未満	副部長	
	500万円未満	課長	
企画調整課	[略]		
[略]			
保護管理課	[略]		
保健総務課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第40条の規定に基づく診療報酬の支払い、診療内容及び請求の審査、請求することができる額の決定並びに審査機関の意見聴取に関する <u>こと。</u>	課長	
	感染症法第63条の規定に基づく費用の徴収に関する <u>こと。</u>	課長	
健康増進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)に関する <u>こと。</u>	[略]	
地域保健課	[略]		
	児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する <u>こと。</u>	[略]	

	[略]	
[略]		
こども政策課	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]
こどもみらい課	特定教育・保育施設に係る保育料等の決定に関する こと。	[略]
	[略]	
子育て応援課	[略]	
	母子・父子福祉センターの管理に関する こと。	[略]
	[略]	
[略]		
技術管理課	積算等の調整に関する こと。	[略]
[略]		

(那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市情報公開諾否調整委員会規程(昭和63年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に<u>総務部副部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>総務部副部長</u>、<u>企画財務部副部長(納税課担当副部長)</u>、<u>市民文化部副部長</u>、<u>福祉部副部長</u>、<u>健康部副部長</u>、<u>建設管理部副部長</u>、<u>都市計画部副部長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に<u>市民文化部副部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>市民文化部副部長</u>、<u>総務部副部長</u>、<u>企画財務部副部長(納税課担当副部長)</u>、<u>福祉部副部長</u>、<u>健康部副部長</u>、<u>建設管理部副部長</u>、<u>都市計画部副部長</u></p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第10号
平成28年3月29日
公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>5 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1～2	[略]		
3～5	[略]		
6	商工農水課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	<u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 4週につき4日所属長が指定する日</u>	<u>月曜日から金曜日まで</u> (1) [略] (2) [略] (3) [略] (1)から(3)までのうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合にあっては11時から15時までの間で、(3)の場合にあっては16時から20時までの間で、それぞれ所属長の定める1時間は、休憩時間とする。) <u>土曜日</u> <u>8時30分から17時15分まで</u> (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
7～8	[略]		

9	子ども政策課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]
10～11 [略]		

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間						
1～2 [略]									
3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	4週につき8日所属長が指定する日	<table border="1"> <tr> <td>日曜日から土曜日まで</td> <td>早番</td> <td>9時から17時45分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)</td> </tr> <tr> <td>曜日まで 早番又は遅番のうちから所属長が定める。</td> <td>遅番</td> <td>12時15分から21時まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)</td> </tr> </table>	日曜日から土曜日まで	早番	9時から17時45分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	曜日まで 早番又は遅番のうちから所属長が定める。	遅番	12時15分から21時まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
日曜日から土曜日まで	早番	9時から17時45分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)							
曜日まで 早番又は遅番のうちから所属長が定める。	遅番	12時15分から21時まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)							
4～6 [略]									
7	商工農水課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	4週につき8日所属長が指定する日	<p>日曜日から土曜日まで</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 9時から17時45分まで</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 12時15分から21時まで</p> <p>(5) [略]</p> <p>(1)から(5)までのうちから所属長が定める。 ((1)から(3)までの場合にあつては11時から15時までの間で、(4)又は(5)の場合にあつては16時から20時までの間で、それぞれ所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)</p>						
8～9 [略]									
10	こども政策課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]							
11	こども政策課に勤務する職員のうち認定こども園に勤務するもの	(1) 日曜日 (2) 4週につき4日所属長が指定する日	<p>月曜日から土曜日まで</p> <p>(1) 7時20分から15時50分まで</p> <p>(2) 8時15分から16時45分まで</p> <p>(3) 10時から18時30分まで</p> <p>(4) 11時10分から19時40分まで</p>						

		(1)から(4)までのうちから所属長が定める。 (1)から(4)までの場合において、11時から16時までの間で所属長の定める45分間は、休憩時間とする。)
12~13	[略]	

那 覇 市 訓 令 第11号
那覇市教育委員会教育長訓令 第2号
平 成 2 8 年 3 月 2 9 日
公 表 濟

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長 渡 慶 次 克 彦

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令

那覇市自治体法務推進規程(平成25年那覇市訓令第1号、那覇市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第5条 法規担当主任は、その所属する課の自治体法務に関し、課長を補佐し、その所属する課における次の事項を処理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる事項に係る<u>総務部総務課</u>との連絡調整</p> <p>2 [略]</p> <p>(法規担当主任の指名等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 課長は、法規担当主任を指名したとき、又は変更したときは、速やかにその者の職名及び氏名を<u>総務部総務課長</u>(以下「<u>総務課長</u>」という。)に報告しなければならない。</p> <p>(研修等の実施)</p> <p>第8条 <u>総務課長</u>は、法規担当主任の自治体法務能力の向上を図るため、自治体法務に関する研修その他の必要と認める措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法規担当主任会議等の開催)</p> <p>第9条 <u>総務課長</u>は、法規担当主任が処理する事務の連絡調整のため、必要に応じ、法規担当主任会議を開くものとする。</p> <p>2 総括課(那覇市事務分掌規則第15条に規定する総括課及び生涯学習部総務課をいう。)の課長は、当該総括課の属する部内(生涯学習部総務課においては教育委員会内をいう。)の自治体法務に関する横断的な課題に対応するため、必要に応じ、</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる事項に係る<u>法制契約課</u>との連絡調整</p> <p>2 [略]</p> <p>(法規担当主任の指名等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 課長は、法規担当主任を指名したとき、又は変更したときは、速やかにその者の職名及び氏名を<u>法制契約課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(研修等の実施)</p> <p>第8条 <u>法制契約課長</u>は、法規担当主任の自治体法務能力の向上を図るため、自治体法務に関する研修その他の必要と認める措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法規担当主任会議等の開催)</p> <p>第9条 <u>法制契約課長</u>は、法規担当主任が処理する事務の連絡調整のため、必要に応じ、法規担当主任会議を開くものとする。</p> <p>2 総括課(那覇市事務分掌規則第16条に規定する総括課及び生涯学習部総務課をいう。)の課長は、当該総括課の属する部内(生涯学習部総務課においては教育委員会内をいう。)の自治体法務に関する横断的な課題に対応するため、必要に応じ、</p>

<p>当該部内において法規担当調整会議を開くものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 委員長に総務部副部長を、副委員長に<u>総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(関係機関との連絡調整)</p> <p>第17条 <u>総務課長</u>は、自治体法務の適正かつ効率的な運用に関し、本市の関係機関と密接な連絡調整を図るものとする。</p>	<p>当該部内において法規担当調整会議を開くものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 委員長に総務部副部長を、副委員長に<u>法制契約課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(関係機関との連絡調整)</p> <p>第17条 <u>法制契約課長</u>は、自治体法務の適正かつ効率的な運用に関し、本市の関係機関と密接な連絡調整を図るものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第12号
那 霸 市 議 会 訓 令 第4号
那 霸 市 選 挙 管 理 委 員 会 訓 令 第1号
那 霸 市 監 査 委 員 訓 令 第7号
平 成 2 8 年 3 月 2 9 日
公 表 濟

那霸市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

那 霸 市 議 会 議 長 金 城 徹

那 霸 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 唐 眞 弘 安

那 霸 市 代 表 監 査 委 員 新 城 和 範

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市訓令第7号、那覇市議会訓令第1号、那覇市選挙管理委員会訓令第1号、那覇市監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 人事評価 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定により市長等が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 条件付採用期間評価 地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(1) 人事評価 <u>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によること</u> <u>ができることとされる、市長等が行う</u> <u>職員の執務についての勤務成績の評定</u> <u>として行うものをいう。</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 条件付採用期間評価 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(8) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。